

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

117

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

生活保護医療扶助変更等の決定に係る通知の一部廃止

提案団体

岐阜市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

生活保護法第 24 条から第 26 条までの規定による保護の決定の際、要保護者に対しその旨書面をもって通知するが、保護の変更(医療扶助運営要領第 3(医療扶助実施方式)-2-(3)に規定する変更決定のうち、「指定医療機関の変更、入院と入院外の変更、介護老人保健施設から医科への変更、医科と歯科の変更、他法による負担の程度の変更、訪問看護の決定及び変更」及び医療扶助の廃止決定のうち、「治癒による廃止」については、書面による通知を不要とするよう改められたい。

具体的な支障事例

【支障事例】

医療扶助の決定のうち、特に決定件数が多い種類の通知については、これが大量に被保護者に届くと、他扶助の通知と混同したり、医療扶助の廃止決定を保護の廃止決定と誤解する等、被保護者に混乱を来す懸念がある。

実施機関としても、医療扶助の決定件数は多く(医療券の交付ごとに一つの決定があったとすると、月 10,000 件程度)、その全てについて通知を行うことは、実施機関の事務負担が過大となるだけでなく、通知の印刷代、郵送代等の費用が多額となり財政面での負担が大きくなっている。

なお、本人支払額の変更等の本人の負担となる決定又は不利益となる決定については、被保護者が自身の権利利益を保全するためにも通知をすることが必要であると考えている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【制度改正による効果】

被保護者に混乱を来すような通知を不要としても、医療機関から次回の診察日や治癒による治療終了の説明を受けたり、また、地区担当員からの連絡によって、被保護者は医療扶助の継続又は廃止を認識することが十分可能であり、被保護者の保護の受給及びその生活に影響はないものと考えられる。

被保護者に混乱を来すような通知を不要とし、被保護者が生活に真に必要な決定内容のみを通知することは、むしろ被保護者がその決定内容を正しく、かつ、容易に把握でき、今まで以上に安心して生活することはできるようになると考える。

実施機関は、通知に係る事務及び費用の負担の軽減ができ、軽減した事務負担分を通常の支援に充てられる結果、被保護者は今まで以上の支援の中、生活保護からの脱却を図ることが可能となる。

根拠法令等

生活保護法第 24 条、第 25 条、第 26 条、
医療扶助運営要領、生活保護問答集

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

群馬県、川越市、秩父市、千葉県、軽井沢町

○生活保護被保護者のほとんどが医療扶助の適用を受けており、医療機関の変更、完治による医療扶助廃止の決定等の通知は被保護者にとっても必要性を感じるものではなく、かえって福祉事務所からの通知に対する認識を下げてしまうものになっていると思われる。

○医療扶助運営要領の中には、現状の生活保護事務にそぐわない規定が少なからず見受けられます。当市においても、各ケースワーカーが約 100 世帯を抱えており、医療・介護担当の業務量も年々、増大しております。本来の支援業務の充実のために、業務の削減につながる要領改正は必要と考えます。

各府省からの第 1 次回答

各書面による通知を不要とされたいとするご提案の中で、前半部分の「指定医療機関の変更、入院と入院外の変更、介護老人保健施設から医科への変更、医科と歯科の変更、他法による負担の程度の変更、訪問看護の決定及び変更」が、生活保護法第 25 条第 2 項に規定された職権による変更決定である場合は、書面をもってこれを被保護者に通知する必要がある。

一方、当該変更決定が、傷病届による変更申請を受けて決定されたものであって、明白に医療の必要性が認められる場合は、必要な決定後ただちに医療券を発行しその医療券を直接交付することによって十分決定の内容を伝達することができるため、当該決定通知書を省略して差し支えないとしている。

後半部分の「治癒による廃止」についてであるが、医療扶助の給付決定の際、本人に直接交付する医療券において予め有効期限を定めており、当該終期の到来をもって医療扶助の給付は終了する。保護の変更は通知をもって行うことが原則であるものの、当該医療扶助の給付の終了については、保護の変更の処分が行われているものではないため、当該変更の通知は不要である。

なお、医療券における有効期限到来前に医療扶助の給付を終了する必要がある場合は、当該変更につき被保護者に対して通知を行う必要があると考える。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、管理番号 116(医療券の医療機関への直接交付)を前提としている。

現状、医療扶助運営要領第 3-2-(5)-才但し書の規定により医療券を直接医療機関へ送付する場合があるが、書面による通知を省略すること(同要領 3-2-(4)但し書)ができず、本来すべき被保護者への生活支援の時間を割いて通知業務を行わざるを得ず、結局、被保護者の自立支援が思うように進まない。

そもそも、高齢・障がい等の諸事情を抱える被保護者にとって、生活保護制度は複雑かつ難解であり、各扶助の給付申請、届出、報告等に関する通知が多く届くことで、何に対する通知なのか把握できず、他の決定と混同する等の支障があることは提案で示すとおりである。これらの支障が解消されれば、被保護者はストレスなく、安心した生活を送ることができ、これは生活保護法の趣旨にも合致する。

1 次回答にある「傷病届による変更申請を受けて決定されたものであって、明白に医療の必要性が認められる場合は、医療券を交付することで書面による通知を省略することができる」のは、本人が認識すべき事項が医療券の記載事項であることにほかならない。当該事項は単純・明確な内容であり、書面によらなくても十分に伝達可能なものである。加えて、被保護者からすると、現に医療機関を受診している事実があるのであるから、医療扶助の決定や内容を常に把握することができる。

廃止等不服申立ての可能性のあるものや書面によらなければ被保護者に伝達できない内容の決定は別として、提案に挙げた種類の決定についての通知は不要と考えるため、再検討を求める。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

管理番号 116 で示している通り、医療券は原則として本人に交付することを前提としており、医療扶助運営要領の中でも、医療券の交付をもって十分決定内容を伝達できる場合には、一部決定通知書を省略し、その他適切な方法によることも差し支えないとしているところであるが、上記以外の場合に、当該決定が単純・明確であるという理由をもって書面による通知を不要とすることは、被保護者の保護法益を守るという観点でも不適切である。

保護の実施機関においては、保護の決定通知書や医療券等の書面を被保護者に交付することで、各扶助の決定内容について、被保護者に対して確実に通知する必要があると考える。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

—

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

114

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

死亡した生活保護受給者の遺留金品の生活保護債権への充当

提案団体

千葉市

制度の所管・関係府省

法務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

死亡した生活保護受給者の遺留金品を、生活保護債権(生活保護費として支給したものに対する戻入金・法第63条返還金・法第78条徴収金)へ充当することができるよう、生活保護法第76条第2項に「第1項の保護費に充てても、なお遺留金品に残余が生じた場合は、これを死亡した被保護者に対する生活保護債権に充てることができる」ことを加え、従来の第2項を第3項とした上で、「前項の費用」を「前2項の費用及び生活保護債権」に改正すること。

具体的な支障事例

相続人がいないか明らかでない生活保護受給者が死亡し、自治体が遺留金品を管理することとなる場合、当該遺留金品は生活保護法第76条第1項の規定により、死亡後に支給される保護費(葬祭扶助費)にのみ充てることができるが、なお残余が生じたときは、生活保護法施行規則第22条第2項の規定により、家庭裁判所に対し相続財産管理人の選任を申立てることとなる。

一般に、単身の生活保護受給者が死亡した場合、死亡月に前渡した扶助費のうち、廃止日以降月末までの扶助費を日割計算し、過扶助戻入金として相続人に請求する債権が生じる(自治体の債権)。

このような中で、自治体が有する死亡した生活保護受給者に対しての債権は少額であることが多いにもかかわらず、相続財産管理人の選任には高額な予納金が必要となるため、債権者である自治体は、法令上定められた手続きを行うことで、結果的に債権額以上の費用を負担することとなり、費用対効果の面から相続財産管理人選任の申立てに消極的にならざるをえない状況になっている。

また、遺留財産には金融機関の口座に預貯金があることも多く、自治体による預貯金の払戻しが受けられず、そのまま休眠口座となってしまう現状もある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

自治体の適切な債権保全が図れるとともに、遺留金品や残余財産の取扱いについての事務負担軽減を図ることができるものである。

また、残余財産については検察官の請求により速やかに手続きが行われることで、最終的に国庫に帰属できることが可能となる。

なお、一般に遺留財産は生活保護費によって形成されたものであり、生活保護債権に優先して充当することは、他債権者を害するものではない。

根拠法令等

生活保護法第76条

生活保護法施行規則第22条

【参考】

厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」第13の2
厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」問13-10

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、鹿角市、川越市、秩父市、名古屋市、春日井市、豊田市、城陽市、堺市、茨木市、寝屋川市、加古川市、大村市、雲仙市

○相続人がいないか明らかでない被保護者が死亡した場合、墓地埋葬等に関する法律に基づき、葬祭を執り行う。このとき、遺留金品のうち現金であれば、当該費用に即座に充てることはできるが、金融機関に預けている預貯金であれば、後ほど明らかになった相続人又は選任された相続財産管理人から当該費用を弁償してもらうまで数年におよぶ恐れがある。また、本市が繰替支弁した費用に係る県負担金の償還も同様に遅れることになる。また、遺留金品を死亡した被保護者の葬祭費用に充て残余金があったとしても、これを被保護者に対する戻入金等の生活保護債権に充てることは現状できず、明らかになった相続人又は相続財産管理人に引き渡した上で納付してもらうことになる。なお、相続財産管理人の選任には多額の費用を必要とするため、法令上定められた手続きを行うことで、結果的に債権額以上の費用を負担しなければならない恐れもある。本市としては、事務の効率化、事務負担の軽減及び債権の早期回収を図るため、葬祭費用及び生活保護債権に充てる場合に限り、死亡した被保護者の預貯金の払戻しを簡便に受け取ることができる制度改正を望むものである。

○本市においても、死亡廃止となった後の戻入金・法第63条返還金・法第78条徴収金について、相続人が明らかでない場合や疎遠や遠方であるため、必要な処理が行えず未納分が滞納となっている。また、相続財産管理人の選定を行う場合でも、累積金が少額等の理由により、裁判所等との調整が必要となり速やかな処理ができない事案も発生している。また、選定手続きについても、担当ケースワーカーが行うことになるため負担が大きく、特に職員数が少ない自治体では手続きの停滞が懸念される。提案事項は、死亡廃止した生活保護受給者の遺留金品を生活保護債権へ充当することにより、未収債権の改善に寄与するものと考えられる。

生活保護債権に充てることが可能となれば、債務の保全とともに事務の軽減につながると考える。

○遺留品や残余財産の取扱いについて、債権に充てるためには、過大な事務量、時間、予算が必要とされる。生活保護債権は速やかに国庫に帰属されることが必要なことから、改正の必要があると思われる。

○死亡した被保護者の口座からの払い戻しについて、金融機関には、被保護者の葬祭に要する実費さえも、応じてもらえていない。結果として、被保護者の遺留金品があるにも関わらず、葬祭扶助を支給することになる。厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」第13の問2について、民間金融機関に対し改めて徹底していただきたい。提案市と同意見である。

各府省からの第1次回答

死亡した被保護者の遺留金品は、当該被保護者の財産の一部であり、一般的な相続財産として民法上の規定に沿って処理されるものである。

ただし、死亡した被保護者の葬祭については、死亡後にその者が必要とするものであることから、葬祭を行う者に対して葬祭扶助を給付するとともに、生活保護法第76条第1項にて、遺留金品による充当が例外的に認められているところである。

葬祭扶助へ充当後なお遺留金品に残余がある場合については、生活保護制度において特別な取り扱いを定めることはできず、地方公共団体が持つ生活保護債権（生活保護費の戻入金、法第63条による返還金、法第78条による徴収金）についても、民法に定められた手続きにより行使されるものとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

貴省回答のとおり、死亡した被保護者の遺留金品は、当該被保護者の財産の一部であって、一般的な相続財産として民法上の規定に沿って処理されるものであるが、死亡した被保護者の葬祭については、葬祭扶助を給付するとともに、生活保護法第76条において、遺留金品による充当及び先取特権が認められているところである。

このことは、民法第306条第3号及び第309条において、一般の先取特権として「葬式費用」が認められていることから、生活保護法においても特別の規定を設けているものと考えられる。

回答では、葬祭扶助へ充当後なお遺留金品に残余がある場合については、生活保護制度において特別な取り扱いを定めることはできないとされているが、民法第306条第4号及び第310条において、一般の先取特権と

して「日用品供給」の先取特権が認められていることから、支障事例の生活保護債権(生活保護費として支給したものに対する戻入金・法第63条返還金・法第78条徴収金)への充当ができるよう、特別法である生活保護法に特別な取り扱いを定めることを求めているものであり、実現可能なものであると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

遺留財産の原資は、生活保護費だけに限定されないなど、課題が多いことから慎重な検討が必要である。

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

「葬式費用」及び「日用品費」の先取特権(民法第309条、第310条)は、貧困者が葬式を営んだり生活に必要な物品を購入したりすることができるようにするという債務者保護の趣旨をも含む規定であり、御指摘のような生活保護債権への充当に関する特別な取り扱いを定めることの根拠とはならない。

また、他の一般債権者(このような者の中には、被保護者に生活資金を貸し付けたような者も想定される。)との均衡という意味からも、葬祭扶助へ充当後なお遺留金品に残余がある場合について、生活保護法において、生活保護債権の優先的な取り扱いを設けることは困難である。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

—

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

重点事項通番: 24

(8月5日第42回専門部会にて審議)

管理番号

118

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

生活保護法第63条の規定による費用の返還方法の追加

提案団体

岐阜市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

生活保護法第63条(以下、本提案において「法」という。)の規定による費用返還について、法第78条の2の規定のように、被保護者の最低限度の生活を維持することができる範囲で、かつ、被保護者から保護金品の一部を返還金の納入に充てる旨の申出があるという要件のもと、当該申出に係る費用返還ができるよう規定を新設されたい。

具体的な支障事例

【支障事例】

返還金を各月に分割して支払う被保護者の中には、病気や障がい等を抱えながら毎月金融機関等の窓口で支払うことは負担となるため、支給される保護金品から直接返還に充てたいとの希望が多くある。今後、高齢世帯が増加する見込みであることから、同様の理由による要望が多くなることが懸念される。

法第78条に規定する徴収金と比較し強制徴収性に違いはあるが、被保護者が保護金品の一部を返還金に充てる真摯な意思がある以上、返還金についても同様の方法を認められない根拠は乏しく、上述の申出のある被保護者に直接納入できない旨の説明ができない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【制度改正による効果】

支給される保護金品から直接返還に充てることで、被保護者の支払手続が簡略化され、負担が軽減される。実施機関としても、納付書の発行等返還手続に係る事務負担の軽減となる。

【参考】

本提案は、法第59条に規定する受給権の保護の例外となるものだが、平成27年提案(管理番号181)の回答から、本人同意のある場合に適用を限ることで、被保護者は権利として保障される最低生活水準を下回る状態となることを自身の判断で許容したととらえることが可能なのであれば、当該返還方法は、通常の返還方法と性質を異にするものではなく、毎月計画的に返還を行う被保護者には、通常の返還方法に代わる利便性の高いものとする。ただし、実施にあたり、直接返還を希望する意思に変わりないかを定期的に確認する等の配慮が必要と考える。

根拠法令等

生活保護法第63条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、青森県、湯沢市、川越市、秩父市、春日部市、千葉県、千葉市、新宿区、青梅市、横浜市、浜松市、春日井市、刈谷市、豊田市、滋賀県、京都府、城陽市、堺市、茨木市、八尾市、寝屋川市、加古川市、宍粟市、広島市、西条市、長崎市、雲仙市、大村市、大分県

○返還金を各月に分割して支払う被保護者の中には、家族が金銭管理を行っている場合、毎月金融機関等の窓口で支払うことは負担となる。特に金銭管理者が遠方に住んでいる場合、支払うことができる金融機関を探すことが困難となるケースもあり、支給される保護費から直接返還に充てたいとの希望がある。

○返還金については、各担当ケースワーカーが被保護者に説明を行い返還を求めているが、被保護者の中には高齢や疾病等により、納付のために福祉事務所や金融機関の窓口まで出向くことが難しい者もあり、こうした被保護者からは、生活保護費から調整してほしいという依頼を受けることも少なくない。また、返還を忘れ本来返還すべき金銭を使ってしまい、納付が困難になるケースも発生している。平成25年の法改正により、不正受給を原因とする徴収金については、本人の同意があれば生活保護費との調整が可能となったが、生活保護法第63条に基づく返還金についても、本人の同意があれば被保護者が自身の判断で調整を許容しているといえるため、同様の改正を行うことにより、返還金の徴収の効率化が図れる。

○本市における生活保護受給者も高齢者世帯が増加傾向にあり、そのような中、返還金を各月に分割して支払う被保護者においては、毎月金融機関等の窓口で支払うことが負担となっているところである。また、障害や傷病世帯においても高齢者世帯と同様の事例が生じている。

○本市では、法第63条返還金の納付方法について、被保護者の申出により、保護費口座から自動的に納付額を引き落とす口座振替の手法を取り入れている。この納付方法により、被保護者は福祉事務所の窓口や金融機関まで出向くことなく返還金を納めることが可能となり負担軽減となっているが、口座残高不足による振替不能が発生しておりこれからの課題となっている。

○法第63条の返還金においては、生活保護費との調整が認められていない状況から、納付の際に福祉事務所や金融機関の窓口に出向き納めていただく必要がある。しかし、被保護者の中には、高齢や障害、就労の状況等により、納付のために福祉事務所や金融機関の窓口に出向くことが難しい場合や納付を忘れ、本来返還すべき金銭を使用してしまい、返還が困難になる場合もある。このことから、法第78条と同様の取り扱いが認められることで、返還金等の適正な管理と被保護者の負担軽減を図ることができる。

○本市では、生活保護法第63条に基づく返還金が、平成26年度は1,868件あり、それに伴い、実施機関は、毎月、納付書発行等の事務及び被保護者への納付書の郵送代等の負担が生じている。また、被保護者は、直接、金融機関の窓口に出向いて納付する方法となるため、それが加重的な負担となっており、納付忘れ等が発生する要因の一つとなっている。制度改正により、被保護者の利便性の向上及び未納の防止、実施機関の事務負担軽減及び経費の節減に大きな効果があると考えられる。

○本市でも、法第63条返還金の回収は十分ではない。返還金については、ケースワーカーが被保護者に説明を行い一括返還を求めているが、結局のところ被保護者が一部又はその大半を費消している事例も数多くあり、やむをえず納付書払による分割納付を認めている。しかしながら、納付書払による方法は、納付が滞ることが多く、未納債権は増大する一方で、今後の適正な債権管理に支障をきたすことが懸念される。生活保護費の支給日当日又はその数日以内に納付書払の指導を行うも、日中は就労中、あるいは高齢や障がい等により本市福祉事務所や金融機関等の窓口まで出向くことが難しい者もあり、こうした被保護者から毎月の生活保護費から天引きしてほしいという依頼を受けることも少なくない。このような中、最低限の生活を維持できる範囲内で、被保護者からの依頼（同意）の下、保護費との調整ができれば、被保護者の納付漏れの防止、並びに福祉事務所の納付指導に費やす事務負担が軽減される。法改正は、未納の減少及び適切な債権管理に資するなど、両者にとって有益であることは明らかであり、早期の実現を望むものである。

○法第63条返還金及び法第78条徴収金については、保護費との調整と納付書による対応が混在しており、現場のケースワーカーや債務者から保護費との調整に統一できないかという意見がある。

○法第63条返還金については、本来であれば一括で返還すべきものを、収入があったことを被保護者がすみやかに申告せずに消費してしまう事例が見受けられる。一括での返還が不可能の場合は、履行延期の特約により、やむを得ず分割での返還を認めることとなるが、納付書払では納付が滞ることが非常に多く、未納の債権額が増大する原因となっている。

○当市は複数町村合併があったため行政域が広く、また都市部と違い、十分な公共交通機関もない。よって法第63条費用返還金の分割納付を行う被保護者については、納付月ごとに金融機関等での納付手続きに、少なくない負担を強いている。被保護者の同意が前提ではあるが、保護金品からの直接返還が可能となれば本人の負担減となるだけでなく、分納計画に基づく確実な納付も見込まれると考える。

○当市においても、法63条返還金の支払いについて、高齢や傷病、障害等で金融機関や区役所窓口での納付が困難な生活保護受給者を中心に、支給保護費から直接差し引きをを求める声は以前から多く寄せられている。

今後、法78条徴収金の取り扱いと同様に、本人が申し出た場合に限り保護費との調整が可能となれば、保護受給者の利便性の向上が図れるほか、回収率の向上につながるものと考えられる。但し、法63条返還金と法78条徴収金では、発生の性質が異なるため、より慎重な検討が必要である。

○県内の各福祉事務所においても、法第63条による債権について、一括納付できない場合の債権管理や納入指導に多大な時間や労力が割かれている現状にある。また、対象者から、納入手続が煩わしいため、支給される保護費と調整してほしいとの要望が寄せられることも度々ある。このように対象者からの要望・同意がある場合に、法第78条と法第63条とで保護費との調整の可否を区別する必要性は薄いと考えられる。制度改正により、対象者と実施機関双方にメリットをもたらすものと考えられる。

○生活保護法に基づく返還金について、ケースワーカーが被保護者に説明を行い返還を求めているが、被保護者の中には高齢や疾病等により、納付のために福祉事務所や金融機関の窓口まで出向くことが難しい者もあり、こうした被保護者からは、生活保護費から調整してほしいという依頼を受けることも少なくない。また、返還を忘れて本来返還すべき金銭を使ってしまい、納付が困難になるケースも発生している。これらは、返還金の回収率が改善しない原因の1つになっており、現場のケースワーカーの中にも保護費との調整を求める声がある。平成25年の法改正により、不正受給を原因とする徴収金については、本人の同意があれば生活保護費との調整が可能となったが、生活保護法第63条に基づく返還金についても、本人の同意があれば被保護者が自身の判断で調整を許容しているといえるため、岐阜市と同様に改正をお願いしたい。

○返還金を毎月支払う意思があるが、近所に金融機関がないため支払いが滞っているケースがある。また、保護費からの代納を希望するケースもある。生活保護費から直接返還金に充当することで、被保護者の負担軽減、事務の効率化及び徴収率の向上につながる。

○生活保護法第63条返還金については、保護費との調整が認められていないため、納付書払いによる納入指導を行っているが、納付が滞ることが多く、未納額は増大する一方である。また、高齢や疾病、障害等により、納付に出向くことが困難な被保護者もあり、保護費から調整してほしいという要望を受けることも少なくない。法第63条返還金についても法78条徴収金と同様に、保護費と調整することが可能となるよう法が改正されると、不良債権の減少、不納欠損の減少による国庫負担金の減少、事務負担の軽減、また、返還する者にとっても利便性の向上が図られる。

○本市における63条債権に係る収入未済額は、平成26年度960件、172,387千円と年々件数、金額とも増加傾向が顕著である。63条債権の場合、生活保護法第78条の2に規定する毎月の保護費との調整という手法が法的に整備されていないことから、より返済が滞りやすい傾向にある。63条債権の円滑かつ確実な徴収業務に資するもであることから本提案に賛同するものである。

○本市においても、法第63条による返還金の多くは一括返還が困難で分割納付となっている。納付にあたっては被保護者本人に金融機関で納入してもらっているが、被保護者には高齢者や障害・傷病を持つ者が多く、毎月の納付手続きが負担になっている状況が見られ、支給される保護費から差し引いてもらいたいとの要望が多い。

○法第63条による返還金については、被保護者に対して、少しずつでも分納に応じてもらうよう、ケースワーカーが働きかけている。しかし、被保護者が納付書を持って金融機関に支払いに行くという現行の方法では、納付の効率性や確実性に欠け、結果として翌年度に繰り越す債権額が増大している。また、被保護者への返還金の督促や債権管理は、ケースワーカーの負担にもなっている。提案市と同様に制度改正が必要だと考える。

○63条返還金は強制徴収公債権ではありませんが、78条徴収金と同じく返還してもらわなければいけない債権に変わりはありません。債権の数としても、63条返還金の方が多く、被保護者が支給された保護費からお金を納付書にて払うという手間があります。適正な債権管理という点からも、被保護者の同意を得られれば納め忘れもなくなり効率的ではないかと考えます。

各府省からの第1次回答

生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、国民に対し最低限度の生活を保障する制度であり、生活保護費は、その最低限度の生活の需要を満たし、かつそれを超えない基準で支給されるものである。また、生活保護法(昭和25年法律第144号)(以下「法」という。)第58条において被保護者の保護金品を受ける権利の差押禁止規定が設けられている。

このような制度のもと、先般の法改正において、法第78条による徴収金債権については、あくまで被保護者本人に帰責事由のある不正受給によるものであることや、本人からの申出があった場合に限定することなどから、法第78条の2にて保護費と調整する規定が例外的に設けられたところである。

これに対し、法第63条による返還金債権をあらかじめ保護費と調整することについては、例えば、法第63条の債権発生原因を見ると、地方公共団体による事務手続き上の瑕疵など被保護者に責がないものが含まれることから、こうした債権について保護費とあらかじめ調整することが生活保護法の趣旨に反しないか、といった課題

があり、慎重な検討を要すると考えている。

なお、現行法に基づく各地方公共団体による運用の中でも、例えば地方自治法施行令第 155 条において歳入の納付方法の 1 つとして口座振替が認められており、被保護者本人の同意に基づきこうした方法を活用することにより、被保護者が福祉事務所や金融機関に向いて返還金を支払うといった負担を軽減し、また保護の実施機関が債権を適正に回収することが可能になると考える。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、返還金債権と徴収金債権の本質は、「定められた額を市に納入しなければならず、そのため、返還・徴収の実効性を確保する必要がある。」という点で一致することから、返還金も法第 78 条の 2 と同様の規定を設けることを求めるものである。

平成 27 年提案(管理番号 181)二次回答によると、法第 78 条の 2 は「本人の同意がある。」、「市と被保護者双方が生活維持に支障ないと判断する。」という 2 つの要件が満たされる前提で新設されたものであり、提案する返還金の保護費調整も当該要件を満たしている。

また、提案で示す被保護者の要望は、債権発生に責のない者の意見を含んでおり、返還金の債権発生原因を含む決定内容は、予め通知や市との協議で被保護者に伝達しており、被保護者は自身に責任がないことを認識の上でなお保護費調整を望んでいるものである。

返還金と徴収金の違いは、一次回答のとおり債権発生原因のみだが、上述から、被保護者の帰責性の有無で保護費調整の可否を判断すべきでなく、両債権を別異に取り扱う必要はない。

以上から提案する返還金の保護費調整は、法第 78 条の 2 と同様に上限額、返還方法等を法制度で保障するものであり、被保護者の受給権を保護し、最低生活を保障する法の趣旨に合致する。

加えて、被保護者の納付手続を簡略化する等、特に今後増加が見込まれる高齢者の手続負担を軽減できる利便がある。

よって再検討を求める。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【八尾市】

生活保護法の性質上、被保護者の保護金品については、法第 58 条の差押禁止規定によるべく、これは絶対的なものであって、弾力的解釈を許さないものとして、法が構築されたと認識しています。

しかし、生活保護行政運営上の現実的要請を受けた法第 78 条の 2 の創設は、「徴収金の確実な徴収を図る観点から、受給権譲渡禁止(法第 59 条)の例外となるが、本人の申出による(本人の同意がある)ものであるため、受給権保護との関係で問題にはならず、また、保護費との相殺に係る規定は、不正受給徴収金の徴収方法の特例であり、法律的には、差押禁止規定(法第 58 条)と矛盾をするという事はない。」と説明されていますが、まさしく、「弾力的解釈」に道を開いた規定であったと理解しています。

法第 63 条による返還金債権をあらかじめ保護費と調整することについては、慎重な検討を要するとは考えますが、「自ら申し出をした生活保護の受給者に限るとのこと、また、保護費から差し引く金額についても、保護の実施機関が最低生活の保障に支障がないと個別具体的に判断をされた範囲内にとどめること」等々の要件を明確化すれば、次期法改正のメニューのひとつに充分なると考えます。

法改正については、基準部会とは別の検討の場が開始されると聞いています。平成 29 年度の次期生活保護制度の在り方等の見直しに当たっては、十分な時間的余裕をもって地方と協議し、地方の意見を十分に踏まえていただくようお願いします。

【長崎市】

口座振替については、被保護者の負担軽減の観点からも有効であると判断されるが、何らかの事情で預貯金口座を持たない被保護者が存在すること及び口座振替時における残高不足等による振替不能ケースが生じる可能性も考えられることから、債権発生原因や被保護者の生活状況を考慮したうえで、本人からの申出又は同意があった場合に限定する等の条件の下、納入の利便性等に寄与する方法として、口座振替の方法と併せて、保護費との調整による徴収方法も一つの選択肢として運用できた方が、徴収経費の軽減、徴収手続の簡素化及びより確実な収納指導に繋がるとともに、収納率増加への効果も期待されることから、当該意見も踏まえて今後検討を行ってほしい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

なお、検討に当たっては、生活保護制度が、憲法第 25 条の理念に基づき、国民に対し最低限度の生活を保障する制度であることに留意すること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○ 「経済財政運営と改革の基本方針 2015」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)及び「経済・財政再生計画改革工程表」(平成 27 年 12 月 24 日経済財政諮問会議)において、平成 29 年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、生活保護制度全般について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る平成 30 年通常国会への法案提出を含む)とされているため、本提案についても、この中で実現に向けて検討していただきたい。また、事前調査の実施など今後の検討スケジュールを示していただきたい。

○ 口座振替は、振替前に保護費が全額引き出されてしまう等の課題があり、債権回収手段として十分ではないことを認識しているのであれば、差押え可能な資産等が乏しいと考えられる被保護者については地方自治法等の規定に基づく強制執行等の手続による債権回収はほぼ見込めないため、確実な債権回収手段を確保する必要があるとの前提で、本提案の実現を図っていただきたい。

○ 「(生活保護)法第 63 条の債権発生原因を見ると、地方公共団体による事務手続き上の瑕疵など被保護者に責がないものが含まれる」とのことであるが、被保護者の帰責事由の有無により、債権額の調定に当たって一定の配慮をすることなどで、本提案を実現できるのではないか。

○ 返還金の債権者となる保護の実施機関は保護の決定権限も有しているため、被保護者の(生活保護法第 78 条の 2 に規定する)申出の任意性に疑義が生じうるとのことであるが、被保護者の申出の任意性を担保する手段を併せて講じることで、本提案を実現できるのではないか。

各府省からの第 2 次回答

生活保護法第 63 条の費用返還義務に基づき生じる債権をあらかじめ保護費と調整することについては、法第 78 条の 2 における不正受給による徴収金と保護費との調整規定と同様に、憲法第 25 条の理念に基づき最低限度の生活を過不足なく満たす生活保護制度の趣旨に反しない規定となりうるかといった論点を法的に整理し、既存の調査結果の分析や地方公共団体の意見の聴取等を経た上で、生活保護法の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 104 号)附則第 2 条に基づき同法施行後 5 年を目途に行われる生活保護制度の見直しの中で検討していく必要があると考える。今年度中を目処に、審議会の部会を設置し、制度見直しに向けた議論を開始する予定である。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(9)生活保護法(昭 25 法 144)

(iii)費用返還義務(63 条)に基づき生じる債権については、費用等の徴収(78 条)に基づき生じる債権についての 78 条の 2 による被保護者の申出に基づく保護費からの徴収と同様にあらかじめ保護費と調整することについて、地方公共団体からの意見を踏まえ、生活保護法の一部を改正する法律(平 25 法 104)附則 2 条に基づき、同法の施行後 5 年を目途として行われる生活保護制度の見直しの中で検討し、平成 29 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

重点事項通番:24

(8月5日第42回専門部会にて審議)

管理番号

204

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

生活保護の返還金の徴収方法の弾力化

提案団体

広島市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

生活保護費との調整を可能とし、被保護者の負担軽減や納付忘れ防止に繋げることができるよう、法の改正を求める。

具体的な支障事例

広島市では、平成28年3月時点で約27,000人が生活保護を受給しているが、年金の遡及受給や一時的な所得など、様々な理由によって被保護者に対する返還金に係る債権が発生している(生活保護法第63条に基づく返還金については平成26年度は1,646件)。

こうした返還金については、ケースワーカーが被保護者に説明を行い返還を求めているが、被保護者の中には高齢や疾病等により、納付のために福祉事務所や金融機関の窓口まで出向くことが難しい者もあり、こうした被保護者からは、生活保護費から調整してほしいという依頼を受けることも少なくない。

また、返還を忘れて本来返還すべき金銭を使ってしまい、納付が困難になるケースも発生している。

これらは、返還金の回収率が改善しない原因の1つになっており、現場のケースワーカーの中にも保護費との調整を求める声がある。

平成25年の法改正により、不正受給を原因とする徴収金については、本人の申出があれば生活保護費との調整が可能となったが、生活保護法第63条に基づく返還金についても、本人の申出があれば被保護者が自身の判断で調整を許容しているといえるため、同様の改正をお願いしたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

被保護者にとって、福祉事務所の窓口や金融機関まで出向くことなく返還金を納めることが可能になり、負担の軽減になる。

また、被保護者に対して督促を行うことが不要となるなどケースワーカーの負担の軽減にも資する。

さらに、生活保護費と調整することで被保護者による納付忘れを防ぐことができることにより未納が減少となる結果、適切な債権管理に資する。

根拠法令等

生活保護法第63条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、青森県、川越市、秩父市、千葉県、千葉市、新宿区、青梅市、横浜市、浜松市、春日井市、刈谷市、豊田市、滋賀県、京都府、城陽市、堺市、茨木市、八尾市、寝屋川市、加古川市、宍粟市、新見市、西条市、長崎

○返還金については、各担当ケースワーカーが被保護者に説明を行い返還を求めているが、被保護者の中には高齢や疾病等により、納付のために福祉事務所や金融機関の窓口まで出向くことが難しい者もあり、こうした被保護者からは、生活保護費から調整してほしいという依頼を受けることも少なくない。また、返還を忘れ本来返還すべき金銭を使ってしまい、納付が困難になるケースも発生している。平成25年の法改正により、不正受給を原因とする徴収金については、本人の同意があれば生活保護費との調整が可能となったが、生活保護法第63条に基づく返還金についても、本人の同意があれば被保護者が自身の判断で調整を許容しているといえるため、同様の改正を行うことにより、返還金の徴収の効率化が図れる。

○本市における生活保護受給者も高齢者世帯が増加傾向にあり、そのような中、返還金を各月に分割して支払う被保護者においては、毎月金融機関等の窓口で支払うことが負担となっているところである。また、障害や傷病世帯においても高齢者世帯と同様の事例が生じている。

○本市では、法第63条返還金の納付方法について、被保護者の申出により、保護費口座から自動的に納付額を引き落とし口座振替の手法を取り入れている。この納付方法により、被保護者は福祉事務所の窓口や金融機関まで出向くことなく返還金を納めることが可能となり負担軽減となっているが、口座残高不足による振替不能が発生しておりこれからの課題となっている。

○返還金を各月に分割して支払う被保護者の中には、毎月金融機関等の窓口で支払うことは負担となるため、支給される保護金品から直接返還に充てたいとの希望者は多く、債権管理上もこうした制度が導入されれば、事務担当者の負担は少なからず軽減される。法第78条に規定する徴収金と比較し強制徴収性に違いはあるが、被保護者が保護金品の一部を返還金に充てる真摯な意思が確実に確認された場合は、返還金についても徴収金と同様の方法を認められたい。

○本市においても、法第63条による返還金を分割して返還しているケースが多数あるが、支払う意思があるのに、納付書を紛失してしまったり、病気などで金融機関まで支払いに行くのが困難になる等の理由で、支払いが滞る場合がある。保護金品からの直接返還に充てることは、被保護者の支払手続きの簡略化や負担軽減になると共に、実施機関においても事務が軽減されるため、その効果は非常に大きい。

○法第63条の返還金においては、生活保護費との調整が認められていない状況から、納付の際に福祉事務所や金融機関の窓口に出向き納めていただく必要がある。しかし、被保護者の中には、高齢や障害、就労の状況等により、納付のために福祉事務所や金融機関の窓口に出向くことが難しい場合や納付を忘れ、本来返還すべき金銭を使用してしまい、返還が困難になる場合もある。このことから、法第78条と同様の取り扱いが認められることで、返還金等の適正な管理と被保護者の負担軽減を図ることができる。

○本市では、生活保護法第63条に基づく返還金が、平成26年度は1,868件あり、それに伴い、実施機関は、毎月、納付書発行等の事務及び被保護者への納付書の郵送代等の負担が生じている。また、被保護者は、直接、金融機関の窓口に出向いて納付する方法となるため、それが加重的な負担となっており、納付忘れ等が発生する要因の一つとなっている。制度改正により、被保護者の利便性の向上及び未納の防止、実施機関の事務負担軽減及び経費の節減に大きな効果があると考えられる。

○本市でも、法第63条返還金の回収は十分ではない。返還金については、ケースワーカーが被保護者に説明を行い一括返還を求めているが、結局のところ被保護者が一部又はその大半を費消している事例も数多くあり、やむをえず納付書払による分割納付を認めている。しかしながら、納付書払による方法は、納付が滞ることが多く、未納債権は増大する一方で、今後の適正な債権管理に支障をきたすことが懸念される。生活保護費の支給日当日又はその数日以内に納付書払の指導を行うも、日中は就労中、あるいは高齢や障がい等により本市福祉事務所や金融機関等の窓口まで出向くことが難しい者もあり、こうした被保護者から毎月の生活保護費から天引きしてほしいという依頼を受けることも少なくない。このような中、最低限の生活を維持できる範囲内で、被保護者からの依頼(同意)の下、保護費との調整ができれば、被保護者の納付漏れの防止、並びに福祉事務所の納付指導に費やす事務負担が軽減される。法改正は、未納の減少及び適切な債権管理に資するなど、両者にとって有益であることは明らかであり、早期の実現を望むものである。

○本市においても、法63条返還金の支払いについて、高齢や傷病、障害等で金融機関や区役所窓口での納付が困難な生活保護受給者を中心に、支給保護費から直接差し引きを求める声は以前から多く寄せられている。今後、法78条徴収金の取り扱いと同様に、本人が申し出た場合に限り保護費との調整が可能となれば、保護受給者の利便性の向上が図れるほか、回収率の向上につながるものと考えられる。但し、法63条返還金と法78条徴収金では、発生の性質が異なるため、より慎重な検討が必要である。

○法第63条返還金及び法第78条徴収金については、保護費との調整と納付書による対応が混在しており、現場のケースワーカーや債権者から保護費との調整に統一できないかという意見がある。

○法第63条返還金については、本来であれば一括で返還すべきものを、収入があったことを被保護者がすみやかに申告せずに消費してしまう事例が見受けられる。一括での返還が不可能の場合は、履行延期の特約に

より、やむを得ず分割での返還を認めることとなるが、納付書払では納付が滞ることが非常に多く、未納の債権額が増大する原因となっている。

○当市は合併により行政域が広く、また都市部と違い、十分な公共交通機関もない。法第 63 条費用返還金の分割納付を行う被保護者については、納付月ごとに金融機関等での納付手続きに、少なくない負担を強いている。被保護者の同意が前提ではあるが、保護金品からの直接返還が可能となれば本人の負担減となるだけでなく、分納計画に基づく確実な納付も見込まれると考える。

○本県内の各福祉事務所においても、法第 63 条による債権について、一括納付できない場合の債権管理や納入指導に多大な時間や労力が割かれている現状にある。また、対象者から、納入手続きが煩わしいため、支給される保護費と調整してほしいとの要望が寄せられることも度々ある。このように対象者からの要望・同意がある場合に、法第 78 条と法第 63 条とで保護費との調整の可否を区別する必要性は薄いと考えられる。制度改正により、対象者と実施機関双方にメリットをもたらすものと考えられる。

○返還金を毎月支払う意思があるが、近所に金融機関がないため支払いが滞っているケースがある。また、保護費からの代納を希望するケースもある。生活保護費から直接返還金に充当することで、被保護者の負担軽減、事務の効率化及び徴収率の向上につながる。

○本市における 63 条債権に係る収入未済額は、平成 26 年度 960 件、172,387 千円と年々件数、金額とも増加傾向が顕著である。63 条債権の場合、生活保護法第 78 条の 2 に規定する毎月の保護費との調整という手法が法的に整備されていないことから、より返済が滞りやすい傾向にある。63 条債権の円滑かつ確実な徴収業務に資するもであることから本提案に賛同するものである。

○本市においても法第 63 条による返還金は毎年 100 件以上発生している。納付にあたっては被保護者本人に金融機関で納入してもらっているが、被保護者には高齢者や障害・傷病を持つ者が多く、納付手続きが負担になっている状況が見られ、支給される保護費から差し引いてもらいたいとの要望が多い。また、一括返還が困難なため長期間に渡る分割納付となるケースも多く、過年度分を含めると法第 63 条による返還金の債権は件数・金額ともに増え続けており、ケースワーカーと経理担当者にとって催告等の債権管理の事務の負担も大きくなっている。

○法第 63 条による返還金については、被保護者に対して、少しずつでも分納に応じてもらうよう、ケースワーカーが働きかけている。しかし、被保護者が納付書を持って金融機関に支払いに行くという現行の方法では、納付の効率性や確実性に欠け、結果として翌年度に繰り越す債権額が増大している。また、被保護者への返還金の督促や債権管理は、ケースワーカーの負担にもなっている。提案市と同様に制度改正が必要だと考える。

○63 条返還金は強制徴収公債権ではありませんが、78 条徴収金と同じく返還してもらわなければいけない債権に変わりはありません。債権の数としても、63 条返還金の方が多く、被保護者が支給された保護費からお金を納付書にて払うという手間があります。適正な債権管理という点からも、被保護者の同意を得られれば納め忘れもなくなり効率的ではないかと考えます。

各府省からの第 1 次回答

生活保護制度は、憲法第 25 条の理念に基づき、国民に対し最低限度の生活を保障する制度であり、生活保護費は、その最低限度の生活の需要を満たし、かつそれを超えない基準で支給されるものである。また、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)(以下「法」という。)第 58 条において被保護者の保護金品を受ける権利の差押禁止規定が設けられている。

このような制度のもと、先般の法改正において、法第 78 条による徴収金債権については、あくまで被保護者本人に帰責事由のある不正受給によるものであることや、本人からの申出があった場合に限定することなどから、法第 78 条の 2 にて保護費と調整する規定が例外的に設けられたところである。

これに対し、法第 63 条による返還金債権をあらかじめ保護費と調整することについては、例えば、法第 63 条の債権発生原因を見ると、地方公共団体による事務手続き上の瑕疵など被保護者に責がないものが含まれることから、こうした債権について保護費とあらかじめ調整することが生活保護法の趣旨に反しないか、といった課題があり、慎重な検討を要すると考えている。

なお、現行法に基づく各地方公共団体による運用の中でも、例えば地方自治法施行令第 155 条において歳入の納付方法の 1 つとして口座振替が認められており、被保護者本人の同意に基づきこうした方法を活用することにより、被保護者が福祉事務所や金融機関に出向いて返還金を支払うといった負担を軽減し、また保護の実施機関が債権を適正に回収することが可能になると考える。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

法第 63 条の債権発生原因の中には、法第 78 条と異なり、被保護者に責がないものもあるが、法第 63 条の

返還金も法第 78 条の徴収金も、過払いとなった生活保護費を回収するものであり、被保護者が地方公共団体に支払い、地方公共団体が収納しなければならない債権であることに違いはない。

法第 63 条の返還金を生活保護費と調整することにより、被保護者にとっても、福祉事務所や金融機関に向く必要がなくなり、また、払い忘れを防ぐことができるようになるなどの利点がある。法第 63 条の返還金の生活保護費との調整については、被保護者から月々の調整額を付して返還金に充てることの申出がある場合に限定することにより、生活保護法の趣旨に反しないものとなるを考える。

口座振替による方法については、振替手数料が 1 件あたり毎月 10 円程度かかるほか、被保護者が口座振替処理の前に、保護費を引き出すと、振替ができない可能性がある。

このため、被保護者に責がないものも含めて、法第 63 条による返還金について、本人からの申出がある場合は、生活保護費との調整を行うことができるよう法改正を行っていただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【八尾市】

生活保護法の性質上、被保護者の保護金品については、法第 58 条の差押禁止規定によるべく、これは絶対的なものであって、弾力的解釈を許さないものとして、法が構築されたと認識しています。

しかし、生活保護行政運営上の現実的要請を受けた法第 78 条の 2 の創設は、「徴収金の確実な徴収を図る観点から、受給権譲渡禁止(法第 59 条)の例外となるが、本人の申出による(本人の同意がある)ものであるため、受給権保護との関係で問題にはならず、また、保護費との相殺に係る規定は、不正受給徴収金の徴収方法の特例であり、法律的には、差押禁止規定(法第 58 条)と矛盾をするという事はない。」と説明されていますが、まさしく、「弾力的解釈」に道を開いた規定であったと理解しています。

法第 63 条による返還金債権をあらかじめ保護費と調整することについては、慎重な検討を要するとは考えますが、「自ら申し出をした生活保護の受給者に限るとのこと、また、保護費から差し引く金額についても、保護の実施機関が最低生活の保障に支障がないと個別具体的に判断をされた範囲内にとどめること」等々の要件を明確化すれば、次期法改正のメニューのひとつに充分なると考えます。

法改正については、基準部会とは別の検討の場が開始されると聞いています。平成 29 年度の次期生活保護制度の在り方等の見直しに当たっては、十分な時間的余裕をもって地方と協議し、地方の意見を十分に踏まえていただくようお願いします。

【長崎市】

口座振替については、被保護者の負担軽減の観点からも有効であると判断されるが、何らかの事情で預貯金口座を持たない被保護者が存在すること及び口座振替時における残高不足等による振替不能ケースが生じる可能性も考えられることから、債権発生原因や被保護者の生活状況を考慮したうえで、本人からの申出又は同意があった場合に限定する等の条件の下、納入の利便性等に寄与する方法として、口座振替の方法と併せて、保護費との調整による徴収方法も一つの選択肢として運用できた方が、徴収経費の軽減、徴収手続きの簡素化及びより確実な収納指導に繋がるとともに、収納率増加への効果も期待されることから、当該意見も踏まえて今後検討を行ってほしい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

なお、検討に当たっては、生活保護制度が、憲法第 25 条の理念に基づき、国民に対し最低限度の生活を保障する制度であることに留意すること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○ 「経済財政運営と改革の基本方針 2015」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)及び「経済・財政再生計画改革工程表」(平成 27 年 12 月 24 日経済財政諮問会議)において、平成 29 年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、生活保護制度全般について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る平成 30 年通常国会への法案提出を含む)とされているため、本提案についても、この中で実現に向けて検討していただきたい。また、事前調査の実施など今後の検討スケジュールを示していただきたい。

○ 口座振替は、振替前に保護費が全額引き出されてしまう等の課題があり、債権回収手段として十分ではないことを認識しているのであれば、差押え可能な資産等が乏しいと考えられる被保護者については地方自治法等の規定に基づく強制執行等の手続による債権回収はほぼ見込めないため、確実な債権回収手段を確保する

必要があるとの前提で、本提案の実現を図っていただきたい。

○ 「(生活保護)法第 63 条の債権発生原因を見ると、地方公共団体による事務手続き上の瑕疵など被保護者に責がないものが含まれる」とのことであるが、被保護者の帰責事由の有無により、債権額の調定に当たって一定の配慮をすることなどで、本提案を実現できるのではないか。

○ 返還金の債権者となる保護の実施機関は保護の決定権限も有しているため、被保護者の(生活保護法第 78 条の 2 に規定する)申出の任意性に疑義が生じうることであるが、被保護者の申出の任意性を担保する手段を併せて講じることで、本提案を実現できるのではないか。

各府省からの第 2 次回答

生活保護法第 63 条の費用返還義務に基づき生じる債権をあらかじめ保護費と調整することについては、法第 78 条の 2 における不正受給による徴収金と保護費との調整規定と同様に、憲法第 25 条の理念に基づき最低限度の生活を過不足なく満たす生活保護制度の趣旨に反しない規定となりうるかといった論点を法的に整理し、既存の調査結果の分析や地方公共団体の意見の聴取等を経た上で、生活保護法の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 104 号)附則第 2 条に基づき同法施行後 5 年を目途に行われる生活保護制度の見直しの中で検討していく必要がある

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(9)生活保護法(昭 25 法 144)

(iii)費用返還義務(63 条)に基づき生じる債権については、費用等の徴収(78 条)に基づき生じる債権についての 78 条の 2 による被保護者の申出に基づく保護費からの徴収と同様にあらかじめ保護費と調整することについて、地方公共団体からの意見を踏まえ、生活保護法の一部を改正する法律(平 25 法 104)附則 2 条に基づき、同法の施行後 5 年を目途として行われる生活保護制度の見直しの中で検討し、平成 29 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

重点事項通番: 24

(8月5日第42回専門部会にて審議)

管理番号

262

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

生活保護費と返還金の調整

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

生活保護法(以下「法」という。)第63条に基づき生じる債権の非免責化については、平成27年の地方からの提案等に関する対応方針で、今後検討を行い必要な措置を講ずるとされているが、公的扶助を適切に運用する観点から、法第63条による返還金について、法78条による徴収金と同様に被保護者から申出があった場合、保護費と調整をすることが出来るなど早期に法改正を検討し、適切な措置を講ずること。

具体的な支障事例

法第63条返還金については、保護費との調整が認められておらず、納付書払等による納入指導を行うものの、納付が滞ることが多く、未納の債権額が増大してしまうのが現状である。
例えば、年金の遡及受給や交通事故保険金等の一時的な所得は、本来であれば法第63条返還金として一括で返還すべきものを、すみやかに収入申告せず消費してしまう事例が後を絶たない。
この場合、やむを得ず分割での返還を求めることとなるが、納付書払となるため納付が滞ることが非常に多く、未納の債権額が増大する原因となっている。
被保護者の中には高齢や疾病等により、納付のために福祉事務所や金融機関の窓口まで出向くことが難しい方もおり、こうした被保護者からは、生活保護費から調整してほしいという依頼を受けることも少なくない。また、現場のケースワーカーの中にも保護費との調整を求める声がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

返還率の向上による不良債権の減少、不能欠損の減少、ひいては国庫負担金の減少につながるものと考えられる。これは会計検査院の求める「生活保護費に係る返還金等の適正な債権管理」の趣旨に沿ったものとなる。また、実施機関にとっては、納付書払いによる納入指導や、未納による督促の作業等、実施機関の業務量軽減にもつなげることができる。
さらに、返還する側にとっても、「納付書払いによる金融機関に毎月出向く手間を省くこと」、「納付忘れを防ぐこと」が可能となり、利便性の向上が期待できるものである。

根拠法令等

生活保護法第63条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、青森県、川越市、秩父市、千葉県、新宿区、青梅市、横浜市、浜松市、安曇野市、春日井市、刈谷市、豊田市、滋賀県、城陽市、茨木市、八尾市、寝屋川市、加古川市、西条市、長崎市、雲仙市、大村市、大分県

○本市においても、生活保護法第63条に基づく返還金に関する債権について、適切な管理に務め、未納債権の発生防止の取組みを行っているが、一部の債権においては、左記事例と同様に収入後に消費してしまい、未納となるものが発生している。未納債権が発生すると、督促をはじめ、相続の確認等の様々な事務が発生し、職員の業務量の増加や事務の複雑化により保護の実施に支障をきたしかねない状況になっている。未納債権の発生防止には保護費との調整が効果的であり、生活保護法第78条による徴収金の徴収事務において実証されている。

○返還金については、各担当ケースワーカーが被保護者に説明を行い返還を求めているが、被保護者の中には高齢や疾病等により、納付のために福祉事務所や金融機関の窓口まで出向くことが難しい者もあり、こうした被保護者からは、生活保護費から調整してほしいという依頼を受けることも少なくない。また、返還を忘れ本来返還すべき金銭を使ってしまい、納付が困難になるケースも発生している。平成25年の法改正により、不正受給を原因とする徴収金については、本人の同意があれば生活保護費との調整が可能となったが、生活保護法第63条に基づく返還金についても、本人の同意があれば被保護者が自身の判断で調整を許容しているといえるため、同様の改正を行うことにより、返還金の徴収の効率化が図れる。

○本市における生活保護受給者も高齢者世帯が増加傾向にあり、そのような中、返還金を各月に分割して支払う被保護者においては、毎月金融機関等の窓口で支払うことが負担となっているところである。また、障害や傷病世帯においても高齢者世帯と同様の事例が生じている。

○本市では、法第63条返還金の納付方法について、被保護者の申出により、保護費口座から自動的に納付額を引き落とす口座振替の手法を取り入れている。この納付方法により、被保護者は福祉事務所の窓口や金融機関まで出向くことなく返還金を納めることが可能となり負担軽減となっているが、口座残高不足による振替不能が発生しておりこれからの課題となっている。

○本市においても、法第63条による返還金を分割して返還しているケースが多数あるが、支払う意思があるのに、納付書を紛失してしまったり、病気などで金融機関まで支払いに行くのが困難になる等の理由で、支払いが滞る場合がある。保護金品からの直接返還に充てることは、被保護者の支払手続きの簡略化や負担軽減になると共に、実施機関においても事務が軽減されるため、その効果は非常に大きい。

○法第63条の返還金においては、生活保護費との調整が認められていない状況から、納付の際に福祉事務所や金融機関の窓口に出向き納めていただく必要がある。しかし、被保護者の中には、高齢や障害、就労の状況等により、納付のために福祉事務所や金融機関の窓口に出向くことが難しい場合や納付を忘れ、本来返還すべき金銭を使用してしまい、返還が困難になる場合もある。このことから、法第78条と同様の取り扱いが認められることで、返還金等の適正な管理と被保護者の負担軽減を図ることができる。

○本市においても、法63条返還金の支払いについて、高齢や傷病、障害等で金融機関や区役所窓口での納付が困難な生活保護受給者を中心に、支給保護費から直接差し引きを求める声は以前から多く寄せられている。今後、法78条徴収金の取り扱いと同様に、本人が申し出た場合に限り保護費との調整が可能となれば、保護受給者の利便性の向上が図れるほか、回収率の向上につながるものと考えられる。但し、法63条返還金と法78条徴収金では、発生の性質が異なるため、より慎重な検討が必要である。

○法第63条返還金及び法第78条徴収金については、保護費との調整と納付書による対応が混在しており、現場のケースワーカーや債務者から保護費との調整に統一できないかという意見がある。

○法第63条返還金については、本来であれば一括で返還すべきものを、収入があったことを被保護者がすみやかに申告せずに消費してしまう事例が見受けられる。一括での返還が不可能の場合は、履行延期の特約により、やむを得ず分割での返還を認めることとなるが、納付書払では納付が滞ることが非常に多く、未納の債権額が増大する原因となっている。

○本市は合併により行政域が広く、また都市部と違い、十分な公共交通機関もない。よって法第63条費用返還金の分割納付を行う被保護者については、納付月ごとに金融機関等での納付手続きに、少なくない負担を強いっている。被保護者の同意が前提ではあるが、保護金品からの直接返還が可能となれば本人の負担減となるだけでなく、分納計画に基づく確実な納付も見込まれると考える。

○本市における63条債権に係る収入未済額は、平成26年度960件、172,387千円と年々件数、金額とも増加傾向が顕著である。63条債権の場合、生活保護法第78条の2に規定する毎月の保護費との調整という手法が法的に整備されていないことから、より返済が滞りやすい傾向にある。63条債権の円滑かつ確実な徴収業務に資するものであることから本提案に賛同するものである。

○本市においても法第63条による返還金は毎年100件以上発生している。納付にあたっては被保護者本人に金融機関で納入してもらっているが、被保護者には高齢者や障害・傷病を持つ者が多く、納付手続きが負担になっている状況が見られ、支給される保護費から差し引いてもらいたいとの要望が多い。また、一括返還が困難なため長期間に渡る分割納付となるケースも多く、過年度分を含めると法第63条による返還金の債権は件数・金額ともに増え続けており、ケースワーカーと経理担当者にとって催告等の債権管理の事務の負担も大きくなっ

ている。

○法第 63 条による返還金については、被保護者に対して、少しずつでも分納に応じてもらうよう、ケースワーカーが働きかけている。しかし、被保護者が納付書を持って金融機関に支払いに行くという現行の方法では、納付の効率性や確実性に欠け、結果として翌年度に繰り越す債権額が増大している。また、被保護者への返還金の督促や債権管理は、ケースワーカーの負担にもなっている。提案市と同様に制度改革が必要だと考える。

○63 条返還金は強制徴収公債権ではありませんが、78 条徴収金と同じく返還してもらわなければいけない債権に変わりはありません。債権の数としても、63 条返還金の方が多く、被保護者が支給された保護費からお金を納付書にて払うという手間があります。適正な債権管理という点からも、被保護者の同意を得られれば納め忘れもなくなり効率的ではないかと考えます。

各府省からの第 1 次回答

生活保護制度は、憲法第 25 条の理念に基づき、国民に対し最低限度の生活を保障する制度であり、生活保護費は、その最低限度の生活の需要を満たし、かつそれを超えない基準で支給されるものである。また、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)(以下「法」という。)第 58 条において被保護者の保護金品を受ける権利の差押禁止規定が設けられている。

このような制度のもと、先般の法改正において、法第 78 条による徴収金債権については、あくまで被保護者本人に帰責事由のある不正受給によるものであることや、本人からの申出があった場合に限定することなどから、法第 78 条の 2 にて保護費と調整する規定が例外的に設けられたところである。

これに対し、法第 63 条による返還金債権をあらかじめ保護費と調整することについては、例えば、法第 63 条の債権発生原因を見ると、地方公共団体による事務手続き上の瑕疵など被保護者に責がないものが含まれることから、こうした債権について保護費とあらかじめ調整することが生活保護法の趣旨に反しないか、といった課題があり、慎重な検討を要すると考えている。

なお、現行法に基づく各地方公共団体による運用の中でも、例えば地方自治法施行令第 155 条において歳入の納付方法の 1 つとして口座振替が認められており、被保護者本人の同意に基づきこうした方法を活用することにより、被保護者が福祉事務所や金融機関に出向いて返還金を支払うといった負担を軽減し、また保護の実施機関が債権を適正に回収することが可能になると考える。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

今回の提案は、強制的に調整することができるように求めるものではなく、あくまでも本人からの申出があれば調整することができるように求めるものである。

生活保護法では、第 63 条による返還金について返還義務が明記されており、債権発生原因によって、返還義務に軽重が生じるものでもなく、全額公費で賄われている生活保護制度において、確実に被保護者に返還を求めなければならないという点では第 78 条による徴収金と何ら差異はない。

また、第 63 条返還金の中には、被保護者が保険金等を未申告のまま消費した結果、一括納付できず止む無く分割納付しているものがあり、被保護者に責がありながら調整納付できるのが 78 条徴収金に限定するのは公平性に欠けていると考える。

「生活保護費はその最低限度の生活の需要を満たし、かつそれを超えない基準で支給されるものである」という法の趣旨から調整が困難ということであれば、保護費のやり繰りにより返還金を求めること自体が、そもそも法の趣旨に反していないかという疑問が生じる。

なお、差押禁止規定については、①本人の申出、②月々の返還金の額への配慮、③撤回の自由の担保、これらの手続を踏むことで生活保護法の趣旨に反しないと考える。

口座振替については、①手数料の負担②口座振替前に全ての預金を引き出されることによる振替不能などのため納付書払への振り替えや納付指導・督促等債権管理や手続きが煩雑となる問題がある。また一部の指定都市において口座振替による返還金の納付を実施しているが、口座振替を実施していない指定都市と比べて収納率が高くなっているというデータはなく、口座振替の実施が適正な債権の回収に繋がるものではない。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【八尾市】

生活保護法の性質上、被保護者の保護金品については、法第 58 条の差押禁止規定によるべく、これは絶対的なものであって、弾力的解釈を許さないものとして、法が構築されたと認識しています。

しかし、生活保護行政運営上の現実的要請を受けた法第 78 条の 2 の創設は、「徴収金の確実な徴収を図る観

点から、受給権譲渡禁止(法第 59 条)の例外となるが、本人の申出による(本人の同意がある)ものであるため、受給権保護との関係で問題にはならず、また、保護費との相殺に係る規定は、不正受給徴収金の徴収方法の特例であり、法律的には、差押禁止規定(法第 58 条)と矛盾をすということはない。」と説明されていますが、まさしく、「弾力的解釈」に道を開いた規定であったと理解しています。

法第 63 条による返還金債権をあらかじめ保護費と調整することについては、慎重な検討を要するとは考えますが、「自ら申し出をした生活保護の受給者に限るとのこと、また、保護費から差し引く金額についても、保護の実施機関が最低生活の保障に支障がないと個別具体的に判断をされた範囲内にとどめること」等々の要件を明確化すれば、次期法改正のメニューのひとつに充分なると考えます。

法改正については、基準部会とは別の検討の場が開始されると聞いています。平成 29 年度の次期生活保護制度の在り方等の見直しに当たっては、十分な時間的余裕をもって地方と協議し、地方の意見を十分に踏まえていただくようお願いします。

【長崎市】

口座振替については、被保護者の負担軽減の観点からも有効であると判断されるが、何らかの事情で預貯金口座を持たない被保護者が存在すること及び口座振替時における残高不足等による振替不能ケースが生じる可能性も考えられることから、債権発生原因や被保護者の生活状況を考慮したうえで、本人からの申出又は同意があった場合に限定する等の条件の下、納入の利便性等に寄与する方法として、口座振替の方法と併せて、保護費との調整による徴収方法も一つの選択肢として運用できた方が、徴収経費の軽減、徴収手続きの簡素化及びより確実な収納指導に繋がるとともに、収納率増加への効果も期待されることから、当該意見も踏まえて今後検討を行ってほしい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

なお、検討に当たっては、生活保護制度が、憲法第 25 条の理念に基づき、国民に対し最低限度の生活を保障する制度であることに留意すること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○「経済財政運営と改革の基本方針 2015」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)及び「経済・財政再生計画改革工程表」(平成 27 年 12 月 24 日経済財政諮問会議)において、平成 29 年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、生活保護制度全般について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る平成 30 年通常国会への法案提出を含む)とされているため、本提案についても、この中で実現に向けて検討していただきたい。また、事前調査の実施など今後の検討スケジュールを示していただきたい。

○口座振替は、振替前に保護費が全額引き出されてしまう等の課題があり、債権回収手段として十分ではないことを認識しているのであれば、差押え可能な資産等が乏しいと考えられる被保護者については地方自治法等の規定に基づく強制執行等の手続による債権回収はほぼ見込めないため、確実な債権回収手段を確保する必要があるとの前提で、本提案の実現を図っていただきたい。

○「(生活保護)法第 63 条の債権発生原因を見ると、地方公共団体による事務手続き上の瑕疵など被保護者に責がないものが含まれる」とのことであるが、被保護者の帰責事由の有無により、債権額の調定に当たって一定の配慮をすることなどで、本提案を実現できるのではないか。

○返還金の債権者となる保護の実施機関は保護の決定権限も有しているため、被保護者の(生活保護法第 78 条の 2 に規定する)申出の任意性に疑義が生じうるとのことであるが、被保護者の申出の任意性を担保する手段を併せて講じることで、本提案を実現できるのではないか。

各府省からの第 2 次回答

生活保護法第 63 条の費用返還義務に基づき生じる債権をあらかじめ保護費と調整することについては、法第 78 条の 2 における不正受給による徴収金と保護費との調整規定と同様に、憲法第 25 条の理念に基づき最低限度の生活を過不足なく満たす生活保護制度の趣旨に反しない規定となりうるかといった論点を法的に整理し、既存の調査結果の分析や地方公共団体の意見の聴取等を経た上で、生活保護法の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 104 号)附則第 2 条に基づき同法施行後 5 年を目途に行われる生活保護制度の見直しの中で検討していく必要があると考える。今年度中を目処に、審議会の部会を設置し、制度見直しに向けた議論を開始する予定である。

6【厚生労働省】

(9)生活保護法(昭 25 法 144)

(iii)費用返還義務(63 条)に基づき生じる債権については、費用等の徴収(78 条)に基づき生じる債権についての 78 条の 2 による被保護者の申出に基づく保護費からの徴収と同様にあらかじめ保護費と調整することについて、地方公共団体からの意見を踏まえ、生活保護法の一部を改正する法律(平 25 法 104)附則 2 条に基づき、同法の施行後 5 年を目途として行われる生活保護制度の見直しの中で検討し、平成 29 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

205

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

生活保護費における返還金等取扱事務の規制緩和について

提案団体

広島市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

遺族が申立書を提出した場合や連絡しても回答がもらえない場合には、相続放棄があったものとして扱えるよう、運用改善を求める。

具体的な支障事例

広島市では、平成28年3月時点で約27,000人が生活保護を受給しているが、収入があるにもかかわらず未申告であったり、年金を過去に遡って受給するなど、様々な理由によって被保護者に対する返還金債権が発生している(生活保護法第63条に基づく返還金については平成26年度は1,646件)。

こうした返還金債権の取扱いについて、平成27年12月に厚生労働省の通知が改正され、より厳格な管理が求められることとなった。公債権であり厳格に管理すべきことは当然であるが、返還金等を未納のまま本人が死亡するケースも存在する。

このようなケースに対して厚生労働省の通知通りの厳格な債権管理を行うことは、回収が極めて困難な債権の管理に時間を費やすこととなり、費用対効果の面からも合理的とはいえない。また、保護受給中の債務者への納付指導や、生活保護法の本来の目的である世帯の自立助長に係る指導に時間をあてることができなくなる。この点、扶養義務者の多くが債務者に対して援助ができない経済状況であり、債務者が死亡した場合であっても劇的に経済状況が好転していることは極めて稀であるため、大半は相続放棄を申し出てくることとなる。しかしながら、厚生労働省の通知通りの手続きを行うとなると、相続人全員から家庭裁判所が発行する相続放棄の申述書を徴取する必要がある、過大な事務が発生する。

このため、例えば、相続人からの相続放棄の申立書で代用することや申立書を提出するよう2回依頼しても相続人からの回答がない場合は、相続放棄したものとして取り扱うなど手続きの簡素化を認めていただきたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

生活保護受給者は増加傾向にあり、平成21年度には約22,000人であったが、平成28年3月には約27,000人と5年間で20%以上も増加している。

広島市においてもケースワーカーを増員するなどして対応を図っているが、職員一人当たりの担当世帯数は、全市の平均で約86世帯であり、地区によっては、90世帯を超えて担当している者もいることから、ケースワークに必要な時間が十分に確保されているとはいえない。

このため、債権管理の方法を合理化することができれば、事務負担が軽減され、ケースワークに必要な時間を確保できるため、被保護者の自立助長に係る指導に時間をあてることができるようになる。

根拠法令等

生活保護法第75条、厚生労働省社会・援護局課長通知「生活保護費国庫負担金の精算に係る適正な返還金

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

鹿角市、川越市、秩父市、新宿区、多摩市、名古屋市、春日井市、豊田市、城陽市、堺市、八尾市、寝屋川市、雲仙市

○本市でも返還金等を未納のまま本人が死亡廃止となるケースが数多く存在する。このようなケースに対し、厚生労働省の通知通りの債権管理を行うことは、極めて困難な債権の管理に時間を費やすこととなる。特に死亡したケースが高齢者の場合、扶養義務者である親兄弟も既に死亡しているケースや80代、90代であることが多く、相続人から何の回答も得られないことが多い。

○死亡した債務者の債権管理については苦慮しているところである。死亡した債務者と相続人との関係が途絶していることが多く、民法に基づく法定相続人の調査をし、連絡を取ろうと試みることは極めて困難となっている。相続人とのこれまでの経緯や関係により(幼少期の遺棄、借金を負わされた、相続人の家庭を壊しかねない等)、取扱い事務の緩和を求めるところである。

○債務者と相続人の間では、長年に渡り音信不通となっているケースが多く、実施機関から相続人に対し相続についての申立書の送付を求めても回答が無いことが非常に多い。このため、回答が無い場合についての取り扱いについて、運用の改善が必要と考える。

○生活保護債権について、債務者である被保護者が死亡した場合、相続放棄がされるまでは、相続人に対して返還を求めるとなる。また、相続人への督促等がされていないと、国費の精算対象ともされない。しかし、現実的には、被保護者の生活歴から相続人との関係が悪化している事例が多く、返還を求めると相続放棄を求めることは非常に困難である。特に相続放棄をすることについて法的な義務はなく、経費や手間がかかることから相続放棄を求める事務は本県においても相当な負担となっている。

○当市でも、各ワーカーが標準数を超えてケースを担当している。その中で厚生労働省の通知通りの債権管理を行うことは、合理的ではない。また、保護廃止後の債権管理に時間を割くことで、保護受給世帯の自立助長に係る指導に時間をあてることができなくなることも問題である。これに対して、広島市の事例案のように、相続人からの相続放棄の申立書で代用することや申立書を提出するよう2回依頼しても相続人からの回答がない場合は、相続放棄したものと取り扱うなど手続きの簡素化が可能となれば合理的な事務処理となるものと思われる。

○本市においても単身の高齢世帯の受給者が増加しており、返還金等が未納のまま死亡するケースが増えている。その際に相続を拒否するケースが多数発生しているが、返還金については、相続人を特定するために死亡した債務者の戸籍を調査し、相続人の確認や相続の有無の確認、相続人が複数いる場合は各相続人に対し法定相続分に応じた額の支払いの請求や相続放棄の場合は、相続人全員からの相続放棄申述受理通知書等の徴取など、本来の生活保護業務とは関係ない業務負担が増大している。このため、相続放棄の場合の確認については、相続人からの申立書や回答なしの状況でも適正な債権管理として認められるよう運用の改善を求める。

○経済的理由で扶養義務者からの援助が期待できないケースが多く、DV等様々な事情で扶養照会さえもできないケースもある。被相続人となった被保護者は生活保護基準を満たしていたものであり、承継する資産があることは稀であって、相続人があえて相続することは期待できない中、全ての相続人から相続放棄の申述書の提出を求めることは、事務負担が過大となるため、相続人から実施機関の市等に対する相続放棄の意思表示によって対応できるよう認めていただきたい。

○法第 63 条の返還金については、市のマニュアルに定める債権管理に従い回収を行って、回収不能な債権については地方自治法等により不納欠損していくことになる。しかし、厚労省社会・援護局通知による返還金等取扱事務の内容は厳しいものであり、債権管理に要するケースワーカーの労力や時間を考慮すると、生活保護事務に係る市の財政負担は増大する。提案市と同意見である。

○生活保護を受けるにあたり扶養調査を行い、経済的支援が出来ない場合が多いなか、被保護者死亡したことにより債権を相続人に請求しても納付できないことが多いと思われます。また、相続人の調査を行い相続放棄手続を勧めても、なかなか相続放棄の手続きをしないケースもありえる中、費用対効果がないように思えます。当市においても職員人数が限られている中、保護受給中の者に対する本来のケースワークに支障が生じます。

各府省からの第 1 次回答

平成 22 年 10 月 6 日付け社会・援護局保護課長通知(社援保発 1006 第 1 号、第 2 次改正 平成 27 年 12 月 8 日)では、生活保護に係る返還金等債権の督促等の手続きに関して、債務者が死亡した場合には、「すみやかに法定相続人及び法定受遺者の存否や居住地等について調査を行うとともに、死亡した債務者の債務内容及

び金額等をあらかじめ伝えたいというすみやかに相続の意思を確認すること。」と記載している。
その具体的な内容については、国庫負担金の適切な精算を行う観点から、地方公共団体が不能欠損を適切に処理しているか確認する「不能欠損調書」において、家庭裁判所が発行する申述書とその手続き上の確認手段のひとつとして例示している。
これは、地方公共団体における他の一般的な債権管理と比較して、生活保護に係る債権について特別な取り扱いを定めるものではない。生活保護法に基づく返還金等債権については、地方公共団体の債権として、地方自治法等を遵守した上で適切に対処されるものと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

生活保護受給者の場合、その多くは、扶養義務者からの経済的援助を期待できない現状があり、中には、絶縁状態にいる者も少なくない。また、生活保護受給者が死亡した後にその扶養義務者の経済状況が劇的に好転することは稀であるため、扶養義務者が生活保護受給者の死亡後に相続した債務を率先して返済することはほとんどなく、債権回収の可能性が極めて低い。
こうした実態を踏まえた中で、地方公共団体も生活保護に係る費用を負担しており、適切な精算を行う義務を市民に対して負っているため、事務の簡素化を図る観点から、遺族が相続放棄の申立書を提出した場合や遺族に連絡しても回答が無い場合には、返還金債権の不納欠損を適切な処理として認めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【八尾市】
平成27年10月20日の会計検査院の強い指摘を受けて、同年12月8日に、すぐさま厚労省が改正した課長通知「生活保護費国庫負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について」は、確かに原則的な内容ですが、実務的には事務の過大な負担をもたらすものと考えます。
今後、肝要となるのは、債権管理体制の強化であり、引き続き、地方の意見を十分に踏まえていただき、返還金等取扱事務にかかる運用改善をお願いします。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

各府省からの第2次回答

当該通知は地方公共団体における他の一般的な債権管理と比較して、生活保護に係る債権について特別な取り扱いを定めるものではない。生活保護法に基づく返還金等債権については、地方公共団体の債権として、地方自治法等を遵守した上で適切に対処されるものと考えている。
なお、地方公共団体が不納欠損を適切に処理しているか確認する「不納欠損調書」については、家庭裁判所が発行する申述書以外にもどのような方法で債権管理を行ったかを記載できるようになっている。こうした記載内容をふまえ、地方公共団体が不納欠損を適切に処理しているか個々のケースごとに確認することとしている。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

-

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

120

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

災害救助法に規定する救助の種類への「福祉」の追加

提案団体

岩手県

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

災害救助法第4条の救助の種類に「福祉(介護を含む。)」を、同法第7条の「救助に従事させることができるもの」に「福祉(介護)関係者(社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等の専門職員)」を規定し、災害時における高齢者、障がい者等の要配慮者への福祉的支援(要配慮者に必要な支援の把握・調整、避難環境の整備・調整、介護、相談援助など)が、災害救助の基本施策の一つであることを明確化する。

具体的な支障事例

【現状】

災害救助法による救助の種類には「医療」についての規定はあるものの、「福祉(介護を含む)」に関する規定はなく、位置づけが不明確。

東日本大震災津波では県内福祉専門職能団体が行った要配慮者の支援のうち、避難所及び福祉避難所における活動と見なされたものは、避難所設営に係る経費として後付けで整理され、災害救助費から支弁された。

【支障事例】

災害時において、要配慮者に対する様々な福祉的支援が必要となるが、福祉・介護等専門職員による支援について、災害時の位置付けが不明確であることから、救助に必要な際に、都道府県知事が従事命令を行うことができず、適切な支援体制の確保が困難である。

【制度改正の必要性】

東日本大震災津波では被災者の避難所生活が長期間に及び、要配慮者に対する福祉・介護サービスの提供や相談支援等の適切な対処、避難所環境の改善など、様々な福祉的課題への対応の必要性が強く認められたところ。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

災害救助法の救助の種類に福祉を規定することで、位置付けが明確となり、福祉・介護等専門職員の派遣が速やかに行われ、災害時における要配慮者への支援が迅速かつ適切に行うことができる。

根拠法令等

災害救助法第4条、第7条

平成23年4月15日付事務連絡「東日本大震災」による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取り扱いについて」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、茂原市、上越市、静岡県、滋賀県、京都府、徳島県、宇和島市、大牟田市、宮崎県

○災害救助法において「福祉（介護を含む）」が明確に規定されておらず、位置付けが不明確である。本県においては、「災害福祉広域支援ネットワーク」の構築を検討しているが、その福祉人材派遣の費用負担の規定の根拠について、法令上の位置づけが不明確なため苦慮している。災害救助法における救助の種類に福祉を位置づけることで、介護職員等の福祉人材の派遣が迅速かつ適切に行われるものと考えられる。

○本市の高齢化率は36.0%で、今後、将来的には40%を超えることが予想されている。このような背景をもとに、介護あるいは要配慮者への支援は重要課題として取り扱われるべきであり、災害時の支援について、明確に位置付ける必要があると思われる。

○過去の災害において、要配慮者支援が避難所設営に係る経費として整理され、災害救助費から支弁された実績があり、それが各種災害において一般化できるのであれば、制度の改正を検討してもよいと考える。

○当団体地域防災計画 震災編（平成26年修正）において、当団体（福祉保健局）は、福祉関係団体等の協力によるボランティア派遣について、区市町村に対する広域的支援を実施することとされている。しかし、福祉支援が災害救助法上に位置付けられていないことが、発災時の円滑な支援活動の妨げとなるおそれがあることは、当団体においても同様である。

○熊本地震においても避難所における福祉的な支援の重要性は再認識されたところであり、要配慮者の対応を迅速かつ適切に行うためには、「福祉」を災害救助法に規定する救助の種類に追加することが必要であると考えられる。

○東日本大震災においても熊本地震においても、福祉的支援へのニーズは高く、災害毎の取扱ではなく、法に明確化することで、要配慮者支援に係るより迅速な対応が可能となる。

○現在、要配慮者に対する救助の種類には「避難所の設置」しかなく、どこまでが要配慮者に対する救助として対象となるのか不明確な部分があるため、「福祉（介護を含む）」の救助の種類を明確に規定し、災害時における要配慮者に対する福祉的支援を実施し、要配慮者への適切な支援を行う必要がある。

各府省からの第1次回答

災害救助法に規定する救助の種類等への「福祉」の追加することについては、災害救助法を所管する内閣府において、必要性等を検討していただくことになると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

大規模災害時において、発災直後から膨大な福祉的支援ニーズが緊急的に発生する場合があります。一般の避難所に避難し混乱した住民の中から要配慮者を把握した上で、福祉避難所への移送や福祉施設への緊急入所などの判断、受け入れ先との調整などを行うため、相当数の福祉専門職が集中的に必要となる。

災害救助法に基づく応急救助に「福祉」を追加することを求める理由は、被災等により自治体や福祉施設等の機能が著しく低下している中で、自らも被災者となり得る被災地の福祉専門職のみで、これらの膨大な福祉的支援に対応することが困難であることは、東日本大震災津波の経験からも明らかで、避難後、直ちに福祉的支援を行うことにより、環境の変化への対応が困難な要配慮者個々の状態に応じた適切な生活環境を確保するとともに、生命の危機にも至りかねない急激な心身の機能の低下等を防ぐ観点から、一刻も早い対応が強く求められるためである。

発災後から継続的な福祉的支援につなげるまでの緊急的な対応が必要とされる期間（被災した自宅等や一般の避難所及び福祉避難所から長期的支援を行う福祉施設へ移行するまで）における被災地での福祉的支援活動について、災害救助法による救助に福祉を位置付けるとともに、災害派遣福祉チームなどの福祉専門職を迅速かつ適切に派遣できる体制を整備することが必要であるので再検討を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【北海道】

・福祉的支援が災害救助法の応急救助として位置づけられれば、現地の施設職員が被災した場合などにおいても、他の都道府県から、広域的な派遣調整の際の経費協議などなく迅速な派遣が可能となる。

・災害救助法における応急救助は、医師帯同という制約があるが、東日本大震災でも熊本地震でも、災害発生の都度、介護職員等における避難所等支援への災害救助法適用の通知が発出されており、災害時の介護職員等福祉的支援が必要なことは明確であり、応急救助に福祉的支援を明文化していただくことで、今後、通知の発

出の手間を省略し、通知を受けずとも迅速な派遣を行うことができる。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

所管府省からの回答が「現行制度下において対応可能」となっているが、事実関係について、提案団体との間で十分確認を行うべきである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、所管府省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

災害救助法に規定する救助の種類等への「福祉」の追加することについては、災害救助法を所管する内閣府において、必要性等を検討していただくことになると考えている。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(2)災害救助法(昭 22 法 118)

(i)高齢者や障害者等の避難所における生活の面で特別の配慮が必要とされる要配慮者に対する災害時の対応として、既存のバリアフリー化された建物を活用した福祉避難所を設置すること、各福祉制度におけるサービスの提供等につき、柔軟な取扱いが可能であること及び過去の災害において要配慮者への対応として行われた特例的な支援について、地方公共団体に全国会議等を通じて平成 29 年中に周知する。

(関係府省:内閣府)

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

121

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

災害派遣福祉チームの制度化

提案団体

岩手県

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

災害時に避難所や福祉避難所において、要配慮者個々の状態に応じた介護など、緊急に必要な支援の把握・調整を行うとともに、要配慮者にとって良好な避難環境の整備・調整や介護、相談援助などを担う、福祉専門職員で構成する「災害派遣福祉チーム」を制度化し、その組成、研修、訓練等の災害福祉支援体制の整備をすすめ、都道府県の相互応援体制を構築するため、当該チームを派遣・調整する全国的なシステムを設ける。

具体的な支障事例

【支障事例】

厚生労働省において平成26年度から「災害福祉広域ネットワーク構築支援事業」が創設され、一部の都道府県においては、体制整備が進められてきているものの、「災害派遣福祉チーム」を派遣・調整するシステムが存在しないため、被災県へのチーム派遣手順が不明確であるなど、都道府県の相互応援体制が構築されておらず、迅速にチーム派遣を行うことが困難。

熊本地震では、岩手県災害派遣福祉チームを熊本県に派遣したが、派遣・調整システムが存在しないため、直接、被災県と交渉せざるを得ず、チーム派遣まで相当の時間を要した。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

「災害派遣福祉チーム」が制度化されることにより、全ての都道府県において災害福祉支援体制の整備が進むほか、都道府県の相互応援体制が構築される。また、災害派遣福祉チームの派遣や調整を行う全国的な組織ができることで、大規模災害時でも要配慮者への支援が迅速かつ適切に行うことができる。

根拠法令等

災害救助法第4条、第7条

平成28年3月4日付事務連絡

（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金^⑩災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、宮城県、上越市、新宿区、静岡県、浜松市、滋賀県、徳島県、大牟田市、熊本県

○本県では、施設間の福祉人材の派遣、受入れの相互支援体制を構築するため、県内福祉団体等で構成する福祉的支援の広域ネットワークの構築を進めている。

上記の構築を進める上では、現在、災害時における福祉人材の派遣、受入れに関する全国的なルールがな

く、取組状況も都道府県で異なっているため、大規模災害時における都道府県の枠を越えた相互支援体制を確立することが課題となっている。都道府県を越えた派遣、受入れを円滑に行うことができるよう、国として全国統一のルールを設けることが必要である。

○東日本大震災において高齢者、障害者等の要援護者を避難所等で支援するための福祉・介護の専門職の派遣の仕組みがなく、必要な支援が困難となっていたことから、提案のあった制度化は必要なものとする。

○当団体においても、「災害福祉広域ネットワーク構築支援事業」により、社会福祉協議会を事務局として検討を継続している。災害派遣福祉チームを派遣・調整する全国的なシステムを設ける必要性は当団体においても同様である。

○本県ではまだ「災害派遣福祉チーム」の組成について検討段階ではあるが、今後、チームの組成・研修・訓練等を実施するにあたり、都道府県単独では、困難な課題も多いと考えられることから、岩手県のご提案のとおり、災害派遣福祉チームの制度化は必要であるとする。

○市町村における福祉避難所の指定を進めるにあたり、生活支援・心のケア・相談等を行う専門知識をもつ生活相談職員の配置の確保が課題の一つとなっており、当団体の派遣チーム（災害派遣ケアチーム）による支援のほか、全国的な制度化による都道府県単位での相互応援も可能となれば、福祉避難所の指定に係る民間施設等の協力も得やすい。

○本県では、災害発生時の介護福祉ニーズを把握し、支援調整に対応するため、県職員による「県介護福祉コーディネーター」を配置しており、「災害派遣福祉チーム」が制度化されることにより、広域的な支援活動をよりスムーズに行うことが可能になる。

○災害時に福祉避難所等において、高齢者及び障害者等要配慮者の個々の状況に応じた介護・介助などを支援する、事業者やボランティアの確保は大きな課題である。そのために、人材の育成をはじめ、広域にわたり相互の支援や派遣ができる体制を整備することは重要である。

○熊本地震の発災直後の時期において、本県には、他県のチーム派遣について調整する余裕はなかった。災害福祉チームの派遣については、派遣の可否、被害の状況、被災者のニーズ、交通や宿泊の状況など、調整する項目が多岐にわたるため、全国的なシステムを設けることで、被災した自治体に過重な負担をかけることなく、スムーズにチームを派遣することができるものとする。

各府省からの第1次回答

災害時要援護者に対する広域的な福祉支援体制の構築については、平成26年度より、「災害福祉広域ネットワーク構築支援事業」を創設し、体制構築に向けた検討や派遣チームの編成・訓練、関係団体のネットワークづくりなど、各都道府県による取組を支援しているところ。

現状、本事業の交付実績（平成27年度）は20自治体であるとともに、具体的な支援体制を構築済みの自治体は10自治体に留まっており、多数の自治体において未だ具体的な体制の構築には至っていない状況にある。

こうした状況を踏まえれば、本事業を着実に推進していくこと等を通じて、まずは各都道府県における体制整備を図ることが必要と考えており、厚生労働省としては、岩手県を始め、先駆的な自治体の実践の内容や課題等を十分に把握し、これらに関係者間で幅広く共有することなどを通じて、本事業の一層の普及を図りつつ、全国的な災害福祉支援体制の構築に努めてまいりたい。

なお、熊本地震における岩手県の活動内容については、詳細を十分にご教授いただき、今後の検討の参考とさせていただきます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

各都道府県による災害派遣福祉チーム設置等の取組は、全国的に共通化されたものではなく、熊本地震において本県のチームを派遣するに当たっても熊本県と直接調整せざるを得ず、チーム派遣まで相当の時間を要した。

今後想定される大規模災害に備えるためには、具体的な支援体制を構築済みの自治体を中心に、早急に災害派遣福祉チームを制度化し、都道府県のチームを派遣・調整する全国的なシステムを構築することにより、活動内容の共通化など相互応援体制が整備され、被災地の要配慮者への福祉支援を迅速に行うことが可能となるものと思われることから、全国的な災害福祉支援体制の速やかな構築についてお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【熊本県】

災害はいつ起こるか分からないものであり、具体的な支援体制を構築済みの自治体が10自治体である現在の状況においても、都道府県の相互応援体制の構築のために全国的な派遣・調整のシステムが必要である。また、災害派遣福祉チームの取り組みを全国的に広げるため、今後とも「災害福祉広域ネットワーク構築支援事業」の推進により、各都道府県における支援体制の構築についても併せてお願いしたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

所管府省からの回答が「現行制度下において対応可能」となっているが、事実関係について、提案団体との間で十分確認を行うべきである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、所管府省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

厚生労働省としては、熊本地震において、熊本県や関係団体と連携を図りつつ、震災の影響により一時的な人手不足が生じている被災地の社会福祉施設等に対して、広域的な福祉・介護人材の応援派遣の調整を行った。これまでも上記のとおり、現行制度の枠組みを最大限活用しつつ必要な支援を行っているところであるが、引き続き「災害福祉広域ネットワーク構築支援事業」を推進するとともに、岩手県を始め、先駆的な自治体の実践の内容や課題等を十分に把握し、これらに関係者間で幅広く共有・周知することなどを通じて、内閣府と連携しながら、災害福祉支援体制の構築に努めてまいりたい。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(2)災害救助法(昭22法118)

(ii)災害時の要配慮者に対する福祉的支援については、災害の状況や被災地のニーズを踏まえつつ、広域的な福祉・介護人材の応援派遣の調整等必要な支援を適切に行う。また、引き続き、災害福祉広域ネットワークの構築支援事業による都道府県単位での体制づくりを推進するとともに、先駆的な地方公共団体における実践の内容や課題等を把握し、全国会議等を通じて平成29年中に関係者間で幅広く共有及び周知するなど、全国的な災害福祉支援体制の構築に努める。

(関係府省:内閣府)

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

122

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

認定こども園に関する情報提供等の権限移譲

提案団体

大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)第28条から第30条に基づく情報の提供、変更の届出の受理、報告の徴収等について、認可、認定または届出の受理に係る権限を有する自治体等が行えるよう法令を改正する。

具体的な支障事例

認定こども園法第28条から第30条の権限について、第19条の規定により、政令指定都市・中核市が幼保連携型認定こども園の認可等の権限を有するにも関わらず、市で変更届の受理などできないこととなっている。変更届の受理(第29条)や運営状況報告(第30条)は、全ての認定こども園において府に権限があり、政令市・中核市に所在する幼保連携型認定こども園においては、市が認可しているにも関わらず、変更届等は府に届け出ることとなっている。そのため、変更内容が市の認可基準に適合しているか確認できず違法状態が生まれる可能性があり、指導監査等他の事務への影響も大きい。例えば、市が認可⇒事業者が変更届を府に提出⇒市が指導監査を実施 となった場合、市は変更届が出された事実をわからないまま指導監査を行うことになってしまう。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

認可・認定等の権限と、認定こども園法第28条から第30条の権限の所在を一致させることで、認可・認定等の権限を有する自治体等が、第28条から第30条に係る事務を行うことが可能となり、業務の効率化につながる。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第28条、第29条、第30条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、福島県、神奈川県、長野県、倉敷市、広島県、高知県、北九州市、大分市、沖縄県

○認可権限と教育・保育の実施主体を一致すべきであり、本県でも既に国に要望している内容である。実際にも事務の迅速化の観点で支障が生じている。
○認可権限と合っておらず、事業者にとってわかりにくく、自治体の事務も複雑になっている。
○本県では、実務上、政令指定都市・中核市に所在する幼保連携型認定こども園からの変更届及び運営状況

報告の提出については、当該政令指定都市・中核市を経由して提出を受けているが、制度的に認可等の権限を有する自治体が受理するかたちにすることは、業務の効率化につながると考える。

各府省からの第1次回答

情報の提供については、都道府県が管内の情報を集約して行うこととしているが、当然市町村もそれぞれで管内の情報提供を行うことは差し支えない。変更の届出等の規定については、幼保連携型認定こども園以外の認定権限の移譲と併せて検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第28条(情報の提供)、第30条(運営状況の報告)についても、認可権限を有している者と事務実施者が異なっているため、業務効率化の観点から、第29条の変更届と併せての移譲を検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【福島県】

認可、認定等の権限と各種手続きの権限の主体は一致させるべき。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案に沿って、政令市・中核市に所在する幼保連携型認定こども園における変更届等については、市で受理できるようにするべきである。

【全国市長会】

第28条(情報提供)に関し、所管府省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

第29条(変更届の受理)及び第30条(運営状況報告の徴収)に関し、指定都市への移譲については積極的な検討を求める。中核市への移譲については手挙げ方式も含めた検討を求める。

各府省からの第2次回答

第29条及び第30条については、引き続き幼保連携型以外の認定こども園の認定権限の移譲と併せ、措置する方向で検討を行ってまいりたい。

なお、第28条の情報の提供については、認可・認定権に関わらず、都道府県知事が自治体の長として管内の情報を集約し、一括して公開することを目的として定めているものであり、利用者の利便性等に鑑みても広域的な情報が有用であることから、都道府県に存置することとする。(第1次回答にもあるとおり、各市町村が個別に情報提供をすることを妨げるものではない。)

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

5【厚生労働省】

(4)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)

(i)以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。

- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項)
 - ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項)
 - ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条8項)
 - ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条9項)
 - ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条)
 - ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条)
 - ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の変更の届出等(29条)
 - ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条)
- (関係府省:内閣府及び文部科学省)

(ii) 以下に掲げる事務・権限については、指定都市及び中核市に移譲する。

・幼保連携型認定こども園の変更の届出等(29条)

・幼保連携型認定こども園の報告の徴収等(30条)

(関係府省:内閣府及び文部科学省)

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

133

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する「工業等」の弾力的な運用

提案団体

山梨県

制度の所管・関係府省

厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する、農村地域に導入する工業等の業種について、社会経済情勢や地域の実情に応じて弾力的に運用できるようにすること

具体的な支障事例

【提案の背景】

農工法第2条第2項は、農工団地に進出できる工業等の業種を工業(製造業)、道路貨物運 送業、倉庫業、梱包業及び卸売業に限定されている。

本県では、農工法に基づき、県が4計画、市町村が19計画を策定し、農工団地58団地、511haを造成し、141社の企業が操業しているが、造成したものの企業立地が進んでいない面積が約28haあり、また、計画上は、農工団地を造成することとなっているが、立地を希望する企業がないことから、未整備の団地が7団地、31haある。

【具体的支障事例】

地域再生法の改正により、整備後5年以上工場等用に供されていない遊休工場用地については、特例により農工法第2条2項で定める業種以外の産業用に供することができるようになったが、未整備地や整備後5年未満の工場用地についてはその特例が適用されない。

本県においては、実際に昨年度に農工団地への参入を希望した業者は6業者があったが、農工法で定める業種ではないため、また、整備後あるいは工場撤退後5年未満の用地であったため、地域再生法の特例を受けられず、工場立地を断念し、結果、遊休工場用地の解消に至らなかった例がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

未利用の農工団地の活用だけでなく、例えば植物工場や木質バイオマス発電施設など雇用が期待できる業種や天然ガス発電施設や熱供給業など、雇用に加え、団地内へのエネルギーの安定供給に寄与する業種が追加できることで、農工団地の一層の発展に資することができる。

根拠法令等

農村地域工業等導入促進法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

秋田県

○本県においても、コールセンターなど、農工法で定める業種以外の企業からの立地希望が寄せられる事例があったが、当該規制により分譲を断念している。
進出可能な業種が増加することによって、長期的な未分譲用地の解消が進むとともに、多様な企業の進出による新たな雇用の創出が期待できる。

各府省からの第1次回答

農村地域工業等導入促進法(以下、「農工法」という。)に基づき整備され、5年を経過した遊休工場用地等における地域再生法の特例は、既に造成が完了しており、水路などの付帯設備が整備されている場合なども多く、迅速な立地を目指す企業にとってメリットが多いと考えられるところ、地方創生を実現するためには地域に「しごと」を作り出すことが重要であり、その実現に資する速効性のある措置を重点的に講ずることが必要との観点から、措置されたものである。

なお、農工法は、農業従事者の就業を促進し、農業構造の改善に資することを狙いとするものであることから、①常勤雇用等により農村地域における安定的な雇用を継続的に確保できる業種であること、②必ずしも専門的な知識や高度な技能を必要としないこと、等の考え方から業種が限定されており、直ちに弾力的な運用を行うことは困難である。

いずれにしても、農村地域において地域資源の活用や地域内発型産業の振興も求められていることから、農業者の就業構造改善の仕組みについては、農工法を始めこれまで各省も含めて講じられてきた様々な施策の効果を検証の上、農業・農村を取り巻く情勢の変化と課題を十分踏まえつつ、対象となる地域、産業等を明確にした上で、必要な施策を検討しているところ。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方創生の観点からは、即効性のある措置が必要であることから造成済みに対して措置されたことは理解できるが、事前に造成工事を済ませて工場等を誘致しようとする地域は、インターチェンジの近隣など交通の便が良く誘致しやすいところが多く、真に就業構造改善が必要な農村部においては、参入企業が見つかるまでは農業生産も行いながら、見つけ次第造成するところが多くある。

農工法は、農村地域への工業等の導入とともに、農村部での工業等への就業を促進することを目的としており、工業等の導入が進みにくい農村部における就業構造改善、更には、農業構造の改善を促進するためには、業種の拡大が必要と考えている。

また、貴省からの回答では「対象となる地域、産業等を明確にした上で、必要な施策を検討しているところ」とあるが、具体的な検討状況やスケジュール等をお示しいただいた上で、社会経済情勢の変化や地域の実情に応じた弾力的な運用が可能となるよう検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【秋田県】

昨今のグローバル経済の拡大や技術革新の進展に伴い、農家世帯を取り巻く労働環境は、この法律が制定された時代(1971)からは劇的に変化しており、「②必ずしも専門的な知識や高度な技能を必要としない」と見られる労働集約型産業は減少傾向にあり誘致困難となっている。

一方で、必ずしも給与にこだわらず、ワークライフバランスを重視した多様な働き方を求める動きもある中、コールセンターなど、前出②の条件にマッチするとともに、一定の雇用規模があり、地方が抱える地理的デメリットにとらわれない産業については農工法の既定により、誘致困難となっている。

世界農業センサス 2015によると、日本の農家戸数は、2010年比約18%減となっており、このうち、兼業農家の割合は2010年の72%から66%に縮小してはいるものの、依然、高い水準を維持している。

本提案は、以上のような状況を考慮しながら、農家世帯の多様な就業ニーズにマッチする幅広い働き方の選択肢を提供できる環境を整備し、この法律の主要な目的である「農家世帯の安定的・継続的な雇用確保」の促進にも資するものであるため、更なる検討を期待する。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

御提案のとおり、農工法第2条第2項に規定する工業等以外の業種を農工団地に導入することができるようにするためには、同法を改正する必要がある(ただし、地域再生法の特例を活用する場合を除く)、本年秋を目途に、対象業種の在り方等の検討を進めているところである。その中で、御提案内容を踏まえながら、引き続き検討してまいりたい。

なお、農工法は、支障事例で述べられた、工業等以外の導入を阻むかのような「規制」ではなく、農村地域への工業等の導入を促進するための仕組みである。このため、農工法の適用が地域の実情に適さない場合には、同法以外の手段によって地域の実情に即した産業の導入を図ることも検討されたい。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(15)農村地域工業等導入促進法(昭 46 法 112)

工業等(2条2項)の業種については、対象を拡大する方向で検討し、平成 28 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:農林水産省、経済産業省及び国土交通省)

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

134

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止

提案団体

山口県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。

具体的な支障事例

【現状】

半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。

なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。

【具体的な支障事例】

半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。

根拠法令等

半島振興法第3条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、長崎県

○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時にも、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりに時間がかかる。)

○同意手続きが廃止され、報告のみとなれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものと考えられる。
○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27 計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要した。)

各府省からの第1次回答

○貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、同室から、提案団体の提出した半島振興計画案に対する国からの意見については、その都度、関係4市町に意見照会・確認した上で関係各課による確認を行っており時間と労力を要したこと、また、作業スケジュールについて、1回目の計画案の提出から最終提出までに4か月以上を要し、さらに、最終提出から同意までに3か月を要した旨、御回答を頂いた。
○半島振興計画とは、国と関係地方公共団体とが密接な連携の下、半島振興対策実施地域における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興施策の方向性を定めるものである。
○半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。
○貴県からは、「主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。」との御意見を頂いているが、今般の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事実誤認や誤字の指摘等のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要し」たものとは考えていない。
○なお、国土交通省は、貴県を含む関係22道府県からの全23計画案の提出を受け、半島振興法第3条第2項に基づき関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県との協議等に一定の期間を要することはやむを得ないと考えている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間で回答等の提出を求めることとならないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」(平成27年4月1日付け))に基づき作成していることから、計画は国の半島振興施策と同一の方向性となっている。
地方の自主性を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を廃止し、提出制度に改めることを求める。
なお、協議が廃止できない場合であっても、計画案の修正・追加等はその都度関係庁内各課との意見調整や市町への事前協議が必要であることから、一次から三次までである計画案の提出を一度にする等の簡素化を願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【北海道】
現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

○一次回答のとおり、半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。
○貴県の見解のとおり、半島振興計画の作成に当たっては、国・道府県の双方の事務手続きの簡素化のために、国の半島振興施策と半島振興計画とが同一の方向性となるよう計画の作成作業の前に通知文を発出して

いる。

○今般の半島振興計画の策定手続における国から貴県への指摘は、事実誤認や誤字の指摘等のみであり、方向性はもとより地方の自主性等を妨げるものでもないと考えている。

○なお、当省としても地方の負担はできる限り減らすよう対処してきたところであるが、御提案の主旨を踏まえ、計画案の提出を一度にすることを原則とする等、次回の半島振興計画策定時においても、引き続き事務簡素化について検討してまいらる所存。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(16)半島振興法(昭 60 法 63)

半島振興計画(3条)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るため、これまで複数回にわたり行ってきた計画案の調整を1回とすることを原則とするとともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の半島振興計画策定時に講ずる。

(関係府省:総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

302

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。

具体的な支障事例

【現状】

半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。

なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。

【具体的な支障事例】

半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。

根拠法令等

半島振興法第3条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道

○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりに時間がかかる。)

○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27 計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要した。)

各府省からの第1次回答

○貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、同室から、提案団体の提出した半島振興計画案に対する国からの意見については、その都度、関係4市町に意見照会・確認した上で関係各課による確認を行っており時間と労力を要したこと、また、作業スケジュールについて、1回目の計画案の提出から最終提出までに4か月以上を要し、さらに、最終提出から同意までに3か月を要した旨、御回答を頂いた。

○半島振興計画とは、国と関係地方公共団体とが密接な連携の下、半島振興対策実施地域における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興施策の方向性を定めるものである。

○半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。

○貴県からは、「主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。」との御意見を頂いているが、今般の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事実誤認や誤字の指摘等のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要し」たものとは考えていない。

○なお、国土交通省は、貴県を含む関係22道府県からの全23計画案の提出を受け、半島振興法第3条第2項に基づき関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県との協議等に一定の期間を要することはやむを得ないと考えている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間で回答等の提出を求めることとならないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」(平成27年4月1日付け))に基づき作成していることから、計画は国の半島振興施策と同一の方向性となっている。

地方の自主性等を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を廃止し、提出制度に改めることを求める。

なお、協議が廃止できない場合であっても、計画案の修正・追加等は、その都度関係庁内各課との意見調整や市町への事前協議が必要であることから、一次から三次まである計画案の提出を一度にする等の簡素化を願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【北海道】

現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

○一次回答のとおり、半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。

○貴県の見解のとおり、半島振興計画の作成に当たっては、国・道府県の双方の事務手続きの簡素化のために、国の半島振興施策と半島振興計画とが同一の方向性となるよう計画の作成作業の前に通知文を発出している。

○今般の半島振興計画の策定手続における国から貴県への指摘は、事実誤認や誤字の指摘等のみであり、方

向性はもとより地方の自主性等を妨げるものでもないと考えている。

○なお、当省としても地方の負担はできる限り減らすよう対処してきたところであるが、御提案の主旨を踏まえ、計画案の提出を一度にすることを原則とする等、次回の半島振興計画策定時においても、引き続き事務簡素化について検討してまいり所存。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(16)半島振興法(昭 60 法 63)

半島振興計画(3条)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るため、これまで複数回にわたり行ってきた計画案の調整を1回とすることを原則とするとともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の半島振興計画策定時に講ずる。

(関係府省:総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

135

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止

提案団体

山口県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。

具体的な支障事例

【現状】

離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。

なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。

【具体的な支障事例】

離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。

根拠法令等

離島振興法第4条第10項、第11項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、長崎県

○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時にも、国協議に3か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとり時間に時間がかかる。)

○手続きが廃止されれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものとする。

○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25 計画策定時には、国協議に5か月を要している。)

各府省からの第1次回答

○離島振興法(昭和28年法律第72号)(以下「法」という。)第4条第8項の規定に基づき都道府県から主務大臣に提出された離島振興計画は、同条第10項及び第11項の規定に基づき、離島振興基本方針に適合するかの確認を実施しており、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、主務大臣は当該都道府県に変更を求めることができることとされている。

○離島振興計画の事前提出は、これら適合性の確認を円滑かつ迅速に実施し、国と都道府県双方の事務負担を軽減するため、正式提出に先んじて離島振興計画案を提出いただけるよう、平成24年11月29日付事務連絡「各都道府県の離島振興計画案の事前提出等について(依頼)」において都道府県に任意で依頼しているものである。

○本提案は、「離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。」とのことであるが、平成25年度計画策定時、離島振興計画の事前審査に要した期間は、関係行政機関への意見照会も含めて約1か月であり、また、その後の法第4条第9項及び第10項に基づく手続きにおいて特段変更や調整を求めていることから、ご指摘の「多大な時間と労力を要している」ものとは考えていない。

○もとより事前提出は都道府県に対して任意で依頼しているものであるが、仮に事前提出が廃止された場合、事前の調整を経ること無く法第4条第9項及び第10項に基づき関係行政機関への通知及び意見照会の手続きを実施する必要があるが、事前に確認が行われていないため、仮に関係行政機関の長から主務大臣に対して意見が申し出られた場合、法第4条第10項の規定に基づき、都道府県に対して離島振興計画の変更を求めることとなる可能性が高い。離島振興計画を変更する際には、法第4条第12項の規定により、同条第3項、第4項及び第6項から第11項までの規定が準用されるため、都道府県と市町村との調整、主務大臣への再提出、主務大臣から関係行政機関への通知及び意見照会手続きを、場合によっては複数回行う必要があり、事前の確認手続きを廃止することはかえって国と都道府県双方の事務的負担を増大させるものとなる。

○こうしたことから、離島振興計画を策定・変更する際には、引き続き事前の調整にご協力いただきたい。なお、政府としては事前の調整の際に都道府県の事務負担が増大することのないよう、適切に対応して参りたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。

また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。

地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。

なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都道府県関係庁内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【北海道】

事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25 離島振興計画策定時は事前提出から審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

○一次回答のとおり、事前提出は、事務負担の簡素化の観点から都道府県に対して任意で依頼しているものであり、ご指摘の地域の自主性を妨げるものとは考えていない。

○なお、事前提出に応じて頂けた場合、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整を依頼するとともに、よく生じやすい間違い点等を情報提供するなど調整に要する時間の短縮に努めてまいりたい。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(10) 離島振興法(昭 28 法 72)

離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の離島振興計画策定時に講ずる。

(関係府省:総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

303

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができることとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。

具体的な支障事例

【現状】

離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。

なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。

【具体的な支障事例】

離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。

根拠法令等

離島振興法第4条第10項、第11項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道

○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に3か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとり時間に時間がかかる。)

○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25 計画策定時には、国協議に5か月を要している。)

各府省からの第1次回答

○離島振興法(昭和28年法律第72号)(以下「法」という。)第4条第8項の規定に基づき都道府県から主務大臣に提出された離島振興計画は、同条第10項及び第11項の規定に基づき、離島振興基本方針に適合するかの確認を実施しており、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、主務大臣は当該都道府県に変更を求めることができることとされている。

○離島振興計画の事前提出は、これら適合性の確認を円滑かつ迅速に実施し、国と都道府県双方の事務負担を軽減するため、正式提出に先んじて離島振興計画案を提出いただけるよう、平成24年11月29日付事務連絡「各都道府県の離島振興計画案の事前提出等について(依頼)」において都道府県に任意で依頼しているものである。

○本提案は、「離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。」とのことであるが、平成25年度計画策定時、離島振興計画の事前審査に要した期間は、関係行政機関への意見照会も含めて約1か月であり、また、その後の法第4条第9項及び第10項に基づく手続きにおいて特段変更や調整を求めていることから、ご指摘の「多大な時間と労力を要している」ものとは考えていない。

○もとより事前提出は都道府県に対して任意で依頼しているものであるが、仮に事前提出が廃止された場合、事前の調整を経ること無く法第4条第9項及び第10項に基づき関係行政機関への通知及び意見照会の手続きを実施する必要があるが、事前に確認が行われていないため、仮に関係行政機関の長から主務大臣に対して意見が申し出られた場合、法第4条第10項の規定に基づき、都道府県に対して離島振興計画の変更を求めることとなる可能性が高い。離島振興計画を変更する際には、法第4条第12項の規定により、同条第3項、第4項及び第6項から第11項までの規定が準用されるため、都道府県と市町村との調整、主務大臣への再提出、主務大臣から関係行政機関への通知及び意見照会手続きを、場合によっては複数回行う必要があり、事前の確認手続を廃止することはかえって国と都道府県双方の事務的負担を増大させるものとなる。

○こうしたことから、離島振興計画を策定・変更する際には、引き続き事前の調整にご協力いただきたい。なお、政府としては事前の調整の際に都道府県の事務負担が増大することのないよう、適切に対応して参りたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。

また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。

地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。

なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都度関係庁内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【北海道】

事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25 離島振興計画策定時は事前提出から審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

○一次回答のとおり、事前提出は、事務負担の簡素化の観点から都道府県に対して任意で依頼しているもので

あり、ご指摘の地域の自主性を妨げるものとは考えていない。

○なお、事前提出に応じて頂けた場合、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整を依頼するとともに、よく生じやすい間違い点等を情報提供するなど調整に要する時間の短縮に努めてまいりたい。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(10)離島振興法(昭 28 法 72)

離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の離島振興計画策定時に講ずる。

(関係府省:総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

140

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

雇用・労働

提案事項(事項名)

就労継続支援 A 型事業における暫定支給決定を要しない場合の基準の明確化及び同事業における特定求職者雇用開発助成金の支給のあり方の見直し

提案団体

鳥取県、関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、堺市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

就労継続支援 A 型事業について、暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等のアセスメントが既に行われていると市町村が認めるときは、暫定支給決定は要しないとされているが、その基準が具体的に示されていないため国の責任において明確にすること。

また、障がい者を雇用する就労継続支援 A 型事業所が、暫定支給決定期間経過後に継続雇用を決定した場合、特定求職者雇用開発助成金の支給対象とならない取扱いになっていることから、その見直しを行うこと。

具体的な支障事例

【制度改正の必要性】

国は、就労継続支援事業について、地方自治法に基づく技術的助言により、原則、暫定支給決定を行うよう市町村に求めており、例外として、暫定支給決定中に行うアセスメントと同等のアセスメントが既に行われていると市町村が認めるときは、暫定支給決定を要しないとしている。しかし、暫定支給決定の実施は義務ではなく市町村判断とし、暫定支給決定を要しない場合の基準が定められておらず、市町村における実務において、混乱が生じている。

その一因として、就労継続支援 A 型事業(以下「A 型事業」という。)所に対する特定求職者雇用開発助成金(以下「特開金」という。)の支給の取扱いが指摘されており、暫定支給決定の有無が特開金の支給の可否に繋がることから、A 型事業所からは「暫定支給決定をしなくてもよいのでは」という声もきかれ、事業所の理解と協力が得られにくいところ。

障がい者福祉の観点から技術的助言として暫定支給決定が推奨されている一方で、雇用施策では不利に取り扱われるアンバランスな運用となっている上、暫定支給決定期間の経過後に継続して雇用しても特開金の対象外とする現在の運用は、暫定支給決定に対する市町村の方針に影響を与えかねず、また、より適切なサービス提供を求める障がい者本人の本来確保されるべき利益を損なうことにも繋がりがかねない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

暫定支給決定とそれに関わる評価及び支援が適切に行われることで、障がい者へのより適切な支援の実施が可能となる。

根拠法令等

介護給付費等の支給決定について(平成 19 年 3 月 23 日付障発第 0323002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

就労移行支援事業、就労継続支援事業(A 型、B 型)における留意事項について(平成 19 年 4 月 2 日付障発第 0402001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)

就労継続支援A型事業所に対する特定求職者雇用開発助成金の支給について(平成27年10月13日付職雇企発1013第2号厚生労働省職業安定局雇用開発部雇用開発企画課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

新宿区、相模原市、茅ヶ崎市、静岡県、伊豆の国市、名古屋市、豊田市、京都市、島根県、広島市、府中町、愛媛県、北九州市

○就労継続支援A型事業に係る暫定支給決定については、要しない場合の基準が具体的に示されていないため、各自治体において取扱いが異なるという問題が生じている。そのため、提案内容のとおり、国の責任において基準を明確にする必要があると考える。また、暫定支給決定の有無が特定求職者雇用開発助成金の支給の可否につながることは、障害者への適切なサービス提供の支障になりかねない。

○本市においては、平成27年度に、暫定支給決定を要しない事例の取扱いについて県及び県内の他市と調整を行ったところである。しかしながら、他県との取扱いの差は残存しており、事業者及び利用者に混乱を与えている状況である。国から明確な基準が示されれば、統一的な暫定支給決定の取扱いが可能となり、円滑に利用を行うことのできる制度となると考えられる。また、特定求職者雇用開発助成金については、暫定支給決定のある者の雇用を事業所が避けようとする事例も発生しているため、暫定支給決定の有無に関わらない助成制度とすることで、より適切なサービス利用につながると考えられる。

○国は、就労継続支援A型事業について、地方自治法に基づく技術的助言により、原則、暫定支給決定を行うよう市町村に求めており、例外として、暫定支給決定中に行うアセスメントと同等のアセスメントが既に行われていると市町村が認めるときは、暫定支給決定を要しないとしている。しかし、暫定支給決定を要しない場合の基準が定められていないため、他市の取り扱いと本市の取り扱いが異なる場合や、暫定なしを希望する事業所の場合等、事業所からの理解・協力が得ることが難しく、実務において支障をきたしている状況である。

各府省からの第1次回答

(就労継続支援A型事業における暫定支給決定を要しない場合の基準の明確化について)

暫定支給決定を要しない場合の基準に関しては、これまでの地方自治体の要望等を踏まえ、「就労移行支援及び就労継続支援(A型・B型)における適切なサービスの提供の推進について」(平成28年3月30日障発0330第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)において、同基準を具体的に示したところであるので参考にされたい。

(就労継続支援A型事業における特定求職者雇用開発助成金の支給のあり方の見直しについて)

年内に、暫定支給決定を受けた障害者を雇い入れた就労継続支援A型事業所のうち、暫定支給決定期間終了後に、当該者を引き続き適切に継続して雇用するものについても、特定求職者雇用開発助成金の助成対象とするための措置を講じる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

このたび「暫定支給決定を受けた障がい者でも特開金の対象とするための措置を講じる」という回答が示されたこともあり、暫定支給決定を回避する動きに一定の歯止めがなされるものと思料するが、追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例を見ると、暫定支給決定を要しない場合の基準について、自治体によって取扱いが異なっている状況が見て取れるため、改めて国の考え方について御教示頂きたい。

「介護給付費等の支給決定等について」(平成19年3月23日障発第0323002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)において、対象者については原則暫定支給決定を行うものとされ、例外的に「就労移行支援及び就労継続支援(A型・B型)における適切なサービスの提供の推進について」平成28年3月30日障発0330第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)にて具体的に示された基準(及び事務処理要領で示されている就労移行支援(養成施設)の例)により暫定支給決定は不要とされている事を踏まえると、原則すべての者について暫定支給決定を行うべきであり、例外的に当該具体的な基準により不要とすることが出来る、ということによいか。

また「介護給付費等の支給決定等について」本文「アセスメントを要しないものと市町村が認めるとき」については、国としては「就労移行支援及び就労継続支援(A型・B型)における適切なサービスの提供の推進について」に拠るべきであり、暫定支給決定が不要な場合の基準について、市町村に幅広な解釈の余地がある、との想定はしていないということによいか。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

暫定支給決定を要しない場合の基準については、これまでの地方自治体の要望等を踏まえ、「就労移行支援及び就労継続支援(A型・B型)における適切なサービスの提供の推進について」(平成28年3月30日障障発0330第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)において、示したところである。厚生労働省では、市町村が例外的に暫定支給決定によるアセスメントを要しないこととすることができるのは、当該通知で示した基準に該当する場合のみと考えており、それ以外の場合は想定していない。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(30) 特定求職者雇用開発助成金

特定求職者雇用開発助成金については、就労継続支援A型事業における暫定支給決定を受けた障害者を雇い入れた事業所のうち、暫定支給決定期間終了後に、当該障害者を引き続き適切に継続して雇用するものについても助成の対象とできるよう、「雇用関係助成金支給要領」(平25厚生労働省職業安定局)を平成28年中に改正する。あわせて、改正後の取扱いを、都道府県労働局に平成28年中に通知する。

[措置済み(平成28年12月5日付け厚生労働省職業安定局通知、平成28年12月5日付け厚生労働省職業安定局雇用開発部雇用開発企画課通知)]

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

重点事項通番:11

(8月3日第40回専門部会、10月7日第46回専門部会にて審議)

管理番号

143

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限の都道府県から指定都市・中核市への移譲

提案団体

宇都宮市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

施設型給付費等に係る「処遇改善等加算」の加算率の認定に関する事務権限を都道府県から指定都市・中核市へ移譲することを求める。

具体的な支障事例

【背景】

国通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」において、「処遇改善等加算の加算率の認定は、その施設・事業所を管轄する市町村が取りまとめた上で、都道府県知事が行うこと」とされているが、「子ども・子育て支援新制度」の施行(平成27年4月)前は、当該認定に関する権限についても、中核市が有していた。

【支障事例】

当該権限が都道府県に移行したことにより、新制度施行前と比較し、加算率の認定までに、相対的に多くの期間を要している状況であり、年度当初から加算率の認定までの期間は、概算による給付で対応している中、概算給付とせざるを得ない期間が、以前よりも長期化している。

施設・事業所の中には、概算給付の期間中は、保育士等に対する加算分の賃金の支払いを留保しているところもあり、当該施設・事業所に勤務する保育士等に対する賃金支払いにこれまで以上の遅れが生じている。

なお、市町村において審査等の作業を早期に実施したとしても、認定に係るスケジュールは都道府県に従わざるを得ない状況である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県のスケジュールに左右されることなく、認定までの作業を進めることができるため、現在よりも数か月程度、概算給付の期間を短縮できる。その結果、施設・事業所が保育士等に対し、より早期から本来の賃金を支払うことができる。

根拠法令等

・子ども・子育て支援法第27条～第30条
・施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成27年3月31日 府政共生第349号・26文科初第1463号・雇児発0331第10号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

秋田県、神奈川県、浜松市、豊田市、大阪府、伊丹市、北九州市、大分市

○申請から認定までの期間が短くなることと、申請時期を市町村が自由に設定できるので繁忙期を避けることができる。

○本市でも処遇改善を県に申請してから、認定の通知が出るまでの期間が、以前より長期化している。

○新制度施行前同様に、市で認定することが可能であれば、市で認定する他の加算の認定作業と並行して事務を進めることができ、給付費の精算に係る事務が円滑に実施できると考える。

○処遇改善等加算の加算率の認定は、市町村が確認を行い取りまとめた上で、都道府県知事が行うこととされているが、新制度(平成27年4月)前は、当該認定に関する権限についても、指定都市・中核市が有していた。指定都市・中核市が管轄する多くの施設・事業所の認定を都道府県が行うには、多くの期間を要するため、「処遇改善等加算」の加算認定についても、権限を移譲することを求める。

○処遇改善等加算について、認定権者は都道府県知事となっていることから、事務処理スケジュールも都道府県に従う必要がある。

県内市町村全てに認定を行うため、認定時期が遅くなってしまうことが想定される。

政令・中核市のように件数が多い場合、認定後さらに多大な事務を行わなければならないことを考えると、施設への給付が更に遅くなってしまう。

よって、提案のとおり処遇改善等加算の認定事務を政令・中核市に移譲することは良いと考える。

○給付の主体は各市町村であること、また、処遇改善等加算の認定に係わる書類も市町村を通じて都道府県に提出している現状から、施設数が多い指定都市、中核市においては提案市同様、事務を移譲することによって概算給付の期間を短縮可能と考えられる。

各府省からの第1次回答

処遇改善等加算の認定については、①従前の民間施設給与等改善費における対応、②平均勤続年数の算定に当たっては、市町村を超えて情報を集約することが必要、③教育・保育の提供に当たって必要な人材の確保や資質向上に対する関与の必要性、といった要素を考慮し、都道府県が認定する仕組みとなっている。以上の仕組みは、子ども・子育て支援新制度について審議するため、内閣府に置かれている「子ども・子育て会議」における議論を経て決定したものであることから、今回の提案を踏まえ同会議にお諮りをした上で、対応を検討させていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

全国同様、本市においても待機児童が発生しており、その解消に向けて、現在、施設整備と保育士確保に取り組んでいるところである。特に、保育士の処遇改善は喫緊の課題と捉えている。

このような中、保育士賃金は他の職種との格差が大きく、栃木県のアンケート調査においても、7割を超える保育士が給与改善を求めている。保育現場での保育士等の確保や就業定着の観点から、保育士等に対し、早期に本来の賃金を支払うことは重要であると考えているため、制度見直しの緊急性を理解いただき、実現に向け、速やかに結論を得るようお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
指定都市への移譲については、積極的な検討を求める。
中核市への移譲については、手挙げ方式も含めた検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○子ども・子育て会議に諮りつつ対応を検討することのだが、年末の閣議決定に間に合うよう、早急に結論を出していただきたい。

○また、子ども・子育て会議において本件を議論する際には、都道府県が認定を行うことによる認定期間の遅れという支障を明確にした上で議論し、議論の経過・内容について事務局に情報提供いただきたい。

各府省からの第2次回答

次回の子ども・子育て会議にお諮りし、対応を検討してまいりたい。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

5【厚生労働省】

(5)子ども・子育て支援法(平 24 法 65)

施設型給付費等に係る処遇改善等加算の加算率の認定に係る事務・権限については、指定都市及び中核市に移譲する方向で検討し、平成 28 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:内閣府及び文部科学省)

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

144

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

保健衛生分野の補助金交付申請における手続きの簡素化

提案団体

仙台市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

感染症予防事業費等国庫負担金等の保健衛生分野の補助金交付申請における請求に係る手続きについて、指定都市が直接国に請求し、国から指定都市に直接支払いを行うよう改めること。

具体的な支障事例

感染症予防事業費等国庫負担(補助)金や保健衛生施設等施設・設備整備費補助金など保健衛生分野の補助金の交付申請・実績報告は、直接、市から国(厚生労働省)に提出するが、補助金の請求については、県会計管理者あて関係書類を添付し請求書を提出し、その後補助金が交付される。県を経由することで、手続きの標準的な事務処理として、直接国とのやりとりであれば、請求・支払い段階でそれぞれ1~2日、往復で計2~4日ほど多く時間を要し(担当者が出張・不在の場合はさらに増加)、市における会計手続きの時間的余裕の不足につながっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

補助金を国に直接交付請求し、国から直接支払いを受けることで、標準的な事務処理として計2~4日程度かそれ以上、支払いを受けるまでの時間の短縮が図られる。

根拠法令等

- ・感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱第7項
- ・保健衛生施設等施設・設備整備費補助金交付要綱第8項
- ・会計法第48条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

栃木県、横浜市、長野市、浜松市、豊田市、京都市

○補助金関係書類が県を経由することで、事務処理に時間を要している実態は、当市においても同様である。
○国庫負担(補助)金等の歳入に係る手続きは、諸々の業務が集中する年度末に行われることが多いことから、補助金の請求等を直接国に対して行うことが可能となれば、県を経由しない分時間的余裕を得ることが可能と考える。

各府省からの第1次回答

当該補助金の支払については、会計法第48条第1項に基づく都道府県知事への委任により、都道府県会計管理者が国の出納機関として、市から請求を受け、直接国費の支払事務を行っているものであり、当該手続きは国を経由しているものではない。

したがって、当該団体が主張する、請求及び支払い手続きが「県を経由して国と市の間で行われている」という事実及びそのために時間を要しているという事実はなく、認識誤りである。

仮に提案内容のとおり、都道府県から国(厚生労働省)に支出事務が移ったとしても、市からの請求先が変わるだけであり、事務手続きに差異はなく、むしろ、全国の市町村の支払い事務が国に集中し、国の事務負担が大幅に増加し、期間が短縮されるどころか現状より多くの期間を要することになる。

よって、当該提案については実施すべきでないと考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当市において改めて手続きを確認したところ、感染症予防事業費等国庫負担(補助)金や保健衛生施設等施設・設備整備費補助金に係る交付申請と支出については、国と県が共通の財務会計システムを使用しており、交付決定後、国が支出負担行為をしているが、補助金の請求は市が県に行い、県が同システムで直接支出命令をしていることを確認した。

事実認識に錯誤があったことから、今回提案による要望の継続は行わないこととしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

厚生労働省からの回答が「認識誤り」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行なうべきである。

各府省からの第2次回答

—

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

—

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

147

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

地域医療介護総合確保基金における市の主体的な計画策定

提案団体

横浜市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

地域医療構想を実現するための財政措置である地域医療介護総合確保基金の医療分について、県ではなく市が主体的に計画を策定して、執行できるようにする。

具体的な支障事例

基金は県全域を対象に県が事業計画を策定するが、その事業効果が県域全体に及ぶことが必要とされている。その中で、県立の施設の整備費に予算が優先的に配分されるなど、本市も含めた地域医療の課題解決につながるような配分になっていない。基金を活用しようと提案したにもかかわらず、県の意向に合わないという理由で採用されない事業もある。

県内でも地域間で医療に関する事情や課題は異なることから、県が一律に計画を定めるには限界があり、地域の実情を把握している市が計画を策定すべきである。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

県単位ではなく、市として主体的に計画を策定して基金を執行する仕組みを作ることで、2025年に向けて地域の医療関係団体の意見を取り入れながら、地域特性に応じたさまざまな施策に活用することができる。また、基金の活用可否等については、県を通じて国に照会しているが、市が国の担当者と直接やりとりできるようになれば、活用方法の幅も広がり、より効果的・効率的に事業を進めることができる。

根拠法令等

医療介護総合確保促進法第4条、第5条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

伊丹市

—

各府省からの第1次回答

○地域医療介護総合確保基金は、都道府県毎に策定する地域医療構想の実現等のために、都道府県が地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号。以下「総合確保促進法」という。)第4条に基づく都道府県計画に掲載された事業の実施に要する経費の全部又は一部を支弁するため

に設けるものである。

○この都道府県計画の策定に当たっては、あらかじめ市町村長等地域の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めること(総合確保促進法第4条第4項)としている。

○このように都道府県には都道府県内市町村間の広域的な調整をしていただくことを期待している。都道府県との意見交換の場等を通じて、地域の関係者の意見が反映され、また公平性や公正性、透明性が確保されるよう、働きかけてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

大都市ならではの医療需要や課題に対応するため、各都道府県は市と十分に調整したうえで計画を策定するよう、国から通知等により働きかけていただく必要があると考える。

本市のように方面別の地域中核病院や救急医療体制の整備など独自に医療政策を展開している政令市に関しては、市単位で基金の事業計画を策定できるような仕組みを創設することが望ましい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

地域医療介護総合確保基金における事業計画は、市域を超えた広域的な計画であるため、その策定は引き続き都道府県の事務・権限とするべきである。

【全国市長会】

個々の市域内で医療提供体制が完結できない場合もあり、医療圏等広域的な視点での対応が必要なことに留意が必要。

各府省からの第2次回答

○地域医療介護総合確保基金については、都道府県全体として医療計画と整合性のある医療提供体制を整備するために、広域的な観点から都道府県計画を策定する必要がある。

○このため、都道府県計画の策定権限を市へ権限移譲するというよりは、第一次回答でお示したとおり、都道府県が、都道府県計画を策定する際に、あらかじめ市町村長等地域の関係者の意見を反映させるよう、例えば、協議の場を設け意見交換をする、関係者の意見を個別に聴取する機会を設けるなど、必要な措置を講ずることが求められる。

○国としても、都道府県計画に地域の関係者の意見が反映されるよう、都道府県との意見交換の場等を通じて、引き続き働きかけてまいりたい。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

—

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

163

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

地域医療介護総合確保基金【介護】のスケジュールの見直し

提案団体

京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

地域医療介護総合確保基金【介護】のスケジュールの見直し

具体的な支障事例

・当初予算を組む段階で規模感が示されず、新規事業の実施可否等も不明なので、新規事業の大部分は補正予算で対応せざるを得ず、事業実施期間が短くなってしまふ。年度当初から事業を実施できるようなスケジュールで交付する必要がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

・年度当初から、必要な事業を全て実施できるようになり、貴重な財源を有効に活用することができる。
・地域の実情に応じた多彩なニーズへの柔軟な対応を可能とすることにより、個別性の高い、効果的な地域包括ケアシステムの構築、運用が期待できる。

根拠法令等

地域医療介護総合確保促進法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、いわき市、千葉県、神奈川県、静岡県、名古屋市、島根県、広島県、広島市、高知県、宮崎県

○介護分の内示の時期が6月であり、例えば本県が実施している小学生親子向け介護の仕事親子見学会は夏休み前の7月上旬に周知しなければならないが、委託業者と契約もできず十分な周知期間がとれず事業実施に支障をきたす状況となっている。このため、年度当初から事業を実施できる交付スケジュールの見直しが必要である。

○県の当初予算編成時に国の基金の規模感が不明であり苦慮している。内示の時期が遅くなることで、事業実施期間を十分に確保できない状況である。

○本市の平成28年度予算を組む段階において、新規事業について地域医療介護総合確保基金の対象となるか否か不明であったため、介護人材確保に関する懇談会の設置について、予算編成後に基金の対象とならないことが判明し、事業の執行に支障をきたしている。

○昨年、県から照会があったのは8月末であったが、本市においては、次年度実施計画の聴取終了後であった。実施計画案作成時点で、基金のメニューも不明であり、照会自体が遅い。さらに、事業の実施の可否、決定時期、補助率も未定であることなどから、年度当初からの事業実施が困難なうえ、包括的支援事業で実施した

ほうが有利である場合も考えられるなど、当該基金の活用については非常に手間がかかる印象である。こうしたことから、スケジュールの見直しが必要と考える。

○当初予算を組む段階で規模感が示されず、新規事業の実施可否等も不明なので、新規事業の大部分は補正予算で対応せざるを得ず、事業実施期間が短くなってしまう。年度当初から事業を実施できるようなスケジュールで交付する必要がある。

○新規事業の財源規模、実施の可否などが不明のまま、当初予算に計上することは困難であり、補正予算で対応せざるを得ないことから、事業を実施する市町や法人等によっては、準備が間に合わず、年度内実施が困難となる場合もある。

○本市では、地域密着型特別養護老人ホームの整備にあたり、基金の活用を計画している。しかし、年度当初に補助金額及び補助対象事業が確定しないことにより、十分な工期が確保できず、今期プラン中の整備完了が困難となる恐れがある。よって、プラン中に確実に整備を完了させるため、年度当初からの事業開始を可能とするスケジュールの見直しが必要である。

○本県では、平成 27 年度新規事業(介護ロボット導入支援事業)において、事業開始が 11 月となり、補助件数、補助額が伸びなかった。(予算 20,000 千円に対して支出額は 647 千円)

○本県では当年度事業については当初予算で計上しているが、その財源となる国庫交付金の交付が年度当初では明らかでないため、早期の予算執行に支障が生じている。

○本県でも補正予算対応となり、事業実施期間が短くなる事例がある。特に新規事業については、既存事業と比べて、事業規模が確定しないこと、新規事業の執行の可否が不明なことから、補正予算での対応となっている。

○本県では、前年度の基金配分額を一定の目安として当初予算を組んでいるが、その後示された配分額が不足していた場合には、事業の縮小、取りやめをせざるを得ない状態となる。

各府省からの第 1 次回答

本年度は熊本地震対応等によってスケジュールが後ろ倒しになっているが、年度当初より、速やかに内示ができるよう努めていく。その際、各都道府県におかれては、所要な作業にご協力いただくことについてご理解賜りたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

地域医療介護総合確保基金【介護】のスケジュールの見直しについては、本府だけでなく複数の共同提案団体等が同様の支障を抱えている状況である。

貴重な財源を有効に活用し、効果的な地域包括ケアシステムの構築、運用を行っていくため、年度当初から事務スケジュールやスケジュールを実行するための都道府県の所要な作業等の事前提示を行い、事業が着実に実行できるようにしていただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【千葉県】

基金全体の規模感を早期に提示する等、県の予算編成のスケジュールに配慮していただきたい。

【静岡県】

事業執行に著しく支障が生じている。毎年度、不足の事態は考えられるので、前年度内に必要な手続きを終えておくなど、不足の事態があっても対応できる仕組みを作っていただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

本年度は熊本地震対応等によってスケジュールが後ろ倒しになっているが、年度当初より、速やかに内示ができるよう努めていく。その際、各都道府県におかれては、所要な作業にご協力いただくことについてご理解賜りたい。

なお、基金全体の規模については、全国課長会議等の場を通じ、周知を図っているものであるが、十分に周知

されるよう対応していきたい。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(17)地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平元法 64)

地域医療介護総合確保基金(介護分)(6条)については、介護施設等の整備に関する事業及び介護従事者の確保に関する事業の早期着手に資する観点から、都道府県が当該基金を造成するに際しての国庫負担金の規模について都道府県に周知するとともに、毎年度可能な限り早期に内示を行う。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

212

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

連携協約を締結した連携中枢都市への地域医療介護総合確保基金の設置権限の移譲

提案団体

広島市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

連携中枢都市において地域医療介護総合確保基金を設置できるよう改正を求める。

具体的な支障事例

広島市では、経済面や生活で深く結び付いている広島広域都市圏の23市町(山口県の市町を含む。)と連携協約を締結し、圏域全体の経済活力とにぎわいの創出、高次都市機能の整備に積極的に取り組むこととしている。

中でも、医療の分野の取組としては、広島都市圏の救急医療体制の構築、救急相談センター事業の実施やICTを活用した地域医療支援など、効果的・効率的な医療サービスの提供体制の構築に取り組む方針である。

こうした取組を推進するために地域医療介護総合確保基金を活用して体制整備を行うことが考えられるが、同基金は都道府県計画を策定し、当該計画に基づき事業を実施する都道府県に設置されることになっており、県を跨る広島広域都市圏の事業では、広島、山口のいずれの県の基金も活用することができない。

こうした状況を解消し、連携中枢都市においても同様に基金事業計画を策定し、同基金を活用して、圏域の特性に応じた施策を推進することができるよう、地域医療介護総合確保基金の設置権限について、連携協約等に広域的な医療連携を位置付けている連携中枢都市への移譲を求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県の枠にとらわれず、一定の広がりを持った都市圏ごとに医療体制の整備を進めることが容易になり、住民サービスの向上に繋がる。

根拠法令等

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

○地域医療介護総合確保基金は、都道府県毎に策定する地域医療構想の実現等のために、都道府県が地域

における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第 64 号。以下「総合確保促進法」という。)第4条に基づく都道府県計画に掲載された事業の実施に要する経費の全部又は一部を支弁するために設けるものである。

○この都道府県計画の策定に当たっては、あらかじめ市町村長等地域の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めること(総合確保促進法第4条第4項)としている。

○連携中枢都市のように他の都道府県にまたがる事業に地域医療介護確保総合確保基金を活用することは、連携中枢都市に含まれる各市町村に応じた事業をそれぞれの市町村計画、都道府県計画に盛り込むことにより、現状でも可能である。まずは市町村間、連携中枢都市の位置する都道府県間でご相談いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

広島県においては、地域医療介護総合確保基金の都道府県計画を作成するに当たり、「地域医療介護総合確保事業に係る事業整理方針」を定めている。

その中で、「事業効果がより広域にわたる事業」、「事業主体が民間」等が優先されることとなっており、広島広域都市圏の自治体が圏域に限定して実施する事業は、対象とならない状況である。

山口県においても、県が設定する目標に基づいた計画を作成することとしており、広島広域都市圏の取組が対象となる可能性は低い。

こうした実情を踏まえ、連携中枢都市において事業計画を策定し、同基金を活用して、圏域の特性に応じた施策を推進することができるよう、地域医療介護総合確保基金の設置権限について、連携協約等に広域的な医療連携を位置付けている連携中枢都市への移譲を求めたものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

○地域医療介護総合確保基金については、都道府県全体として医療計画と整合性のある医療提供体制を整備するために、広域的な観点から都道府県計画を策定する必要がある。

○このため、地域医療介護総合確保基金の設置権限を連携中枢都市へ権限移譲するというよりは、第一次回答でお示ししたとおり、都道府県が、都道府県計画を策定する際に、あらかじめ市町村長等地域の関係者の意見を反映させるよう、例えば、協議の場を設け意見交換をする、関係者の意見を個別に聴取する機会を設けるなど、必要な措置を講ずることが求められる。

○国としても、都道府県計画に地域の関係者の意見が反映されるよう、都道府県との意見交換の場等を通じて、引き続き働きかけてまいりたい。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

—

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

重点事項通番:22

(8月8日第43回専門部会、10月13日第47回専門部会にて審議)

管理番号

153

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関する要件緩和(法定事務における入手可能な特定個人情報を実際の事務に即して拡大)

提案団体

京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関し、法定事務における入手可能な特定個人情報を実際の事務処理に即して対象拡大する(特別支援学校への就学支援のため必要な経費の支弁に関する事務の申請において、生活保護受給者情報も入手可能とする)

具体的な支障事例

【制度の概要】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づく別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手できる特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。

しかし、別表第二に規定されている特定個人情報のみでは事務処理に支障が生じる事務がある。

【支障事例】

特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務の申請において、添付書類の省略を図るためマイナンバーを利用した情報連携を行う場合、市町村から入手できる特定個人情報は、地方税関係情報又は住民票関係情報に限られる(マイナンバー法別表第二37の項)。

当該事務の申請に当たり、生活保護受給者については、それを証する書類の提出が必要(文部科学省「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領」)。

しかし、当該事務において、生活保護受給情報は情報連携の対象ではないため、生活保護受給証明書を添付する必要があり、住民サービスの向上が期待できない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

生活保護受給証明書について書類の添付を省略することができ、申請者の利便性を向上させることができる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二37の項

特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領Ⅱ2

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、神奈川県、島根県、大牟田市、鹿児島県、沖縄県

○提案団体同様、当該事務の申請に当たっては、生活保護受給者は、それを証する書類の提出が必要（文部科学省「特別支援学校への就学に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領」）であるが、今後、添付書類の省略を図るためマイナンバーを利用した情報連携を行う場合、市町村から入手できる特定個人情報、地方税関係情報又は住民票関係情報に限られる（マイナンバー法別表第二 37 の項）。

生活保護受給情報が情報連携の対象とならない場合、現行どおり生活保護受給証明書を添付する必要があるが、住民サービスの十分な向上が期待できない。

○特別支援学校へ就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、保護者等の負担能力の程度に応じて就学のため必要な経費について支弁している。

経費の支弁の基準とするため、生活保護受給証明書の提出が必要な場合があるが、マイナンバー制度における情報連携の対象とならない場合、該当者は別途証明書を徴取する必要性が生じるため、情報連携の対象である市町村民税情報等を基準とする対象者との不均衡が生じることになる。

○生活保護受給証明書については、引き続き申請者に取得を求める必要があるが、地方税関係情報とともに、情報連携が可能になると、申請者の負担が軽減されるとともに、行政側の事務も簡素化できる。

各府省からの第1次回答

まずは、「特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務」に係る制度を所管する文部科学省において、当該事務を行う上で生活保護関係情報の特定個人情報の必要性等を検討していただくことになると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本制度は法律や国の基準に基づくものであり、全国一律の対応が必要である。

申請者が提出すべき資料の1つに保護者等の生活保護の受給を証明する書類がある以上、マイナンバー制度による情報連携の対象外となった場合、生活保護受給者のみが別途、市役所等で証明書を取得する必要性が生じるため、申請者の負担が他の申請者よりも大きく、住民サービス面において不平等である。

また、経済的に困難な家庭環境にある子どもたちへの就修学支援の充実の観点からも対応が必要であり、前向きに検討願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【北海道】

北海道では、当該事務に係るマイナンバー制度における情報連携（情報照会）を平成30年4月から開始する予定としているため、開始までに所要の措置を講じるよう要望する。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 第1次ヒアリングにおいて、文部科学省から、提案の実現に向けて、関係府省と相談しながら対応について検討していきたいとの趣旨の発言があったところであり、文部科学省において早急に検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

特別支援学校への就学奨励に関する法令によれば、生活保護関係情報について情報連携を行う必要性が認められるため、生活保護関係情報を連携対象とするよう、関係省庁と連携して必要な法改正等を行う。

なお、照会を希望する地方公共団体におけるシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要となる。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(24)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平 25 法 27)

(i)特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭 29 法 144)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(別表2の 37)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報を追加する。

(関係府省:内閣府、総務省及び文部科学省)

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

重点事項通番:22

(8月8日第43回専門部会、10月13日第47回専門部会にて審議)

管理番号

298

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイナンバー制度における療育手帳関係情報、外国人保護関係情報の情報提供ネットワークシステムによる情報照会の実施

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

マイナンバー制度の情報提供ネットワークシステムにおいて照会できる特定個人情報、番号法別表第二に規定されている特定個人情報に制限されている。
番号法別表第二では、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳の情報、生活保護の実施情報を照会できるように規定されているが、地方公共団体が独自に実施している療育手帳の情報や外国人保護の情報は規定されていない。
地方税の減免、社会保障の給付等では、療育手帳の情報や外国人保護の情報も必要となるため、情報提供ネットワークシステムを使用して照会できるように求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

番号制度の情報提供ネットワークシステムの利用開始後は、地方税の減免、社会保障の給付の際等に、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳を持っている方は手帳の提出を、また、生活保護を受給している方は受給証明書の提出を省略できるにも関わらず、療育手帳や外国人保護関係情報については、番号法に規定されなければ、その提出を省略できず、住民サービスの向上につながらないとともに申請窓口の混乱を招く。

〔療育手帳〕

身体障害者手帳や精神保健福祉手帳、療育手帳の所有者が同様に扱われている事務の例

- ・障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務
- ・児童扶養手当の支給に関する事務
- ・地方税の賦課徴収に関する事務
- ・公営住宅の管理に関する事務

〔外国人保護〕

生活保護受給者、外国人保護受給者が同様に扱われている事務の例

- ・障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務
- ・地方税の賦課徴収に関する事務
- ・公営住宅の管理に関する事務

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【効果】

療育手帳関係情報や外国人保護関係情報を、情報提供ネットワークシステムを利用して、正確かつ効率的に確認。
窓口における申請者の混乱の回避。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

千葉県、静岡県、浜松市、豊田市、京都市、島根県、岡山県、広島市、宮崎県

○療育手帳について、事務手続上同様に扱われることの多い身体障害者手帳及び精神保健福祉手帳と、マイナンバー制度の運用において差が生じることで、窓口における混乱が予想され、療育手帳所持者へのサービス低下につながる懸念される。

○本市市営住宅では、入居申込などの際、障害者(身体障害者手帳、精神保健福祉手帳及び療育手帳等を所持している者)及び生活保護受給者(外国人保護者も含む。)に、手帳や受給証明書の提出を求めている。

番号法第19条第7号及び別表第二の規定により、身体障害者手帳情報、精神保健福祉手帳情報及び生活保護受給情報については、情報照会が可能なため、添付書類を省略することができるが、地方公共団体が独自に実施している療育手帳情報や外国人保護情報は情報照会の対象とはなっていないため、書類の提出は省略できない。

同じ障害者や生活保護者の中で、書類の提出が省略できる者と省略できない者が生じれば、結果的に住民サービスの向上に支障が生じるとともに、申請窓口の混乱を招くことになるため、療育手帳情報や外国人保護情報についても情報提供ネットワークを使用して照会ができるよう制度改正を求める。

各府省からの第1次回答

(内閣府作成部分)

マイナンバー法においては、より公平・公正な社会を実現するため必要な範囲内で限定的に特定個人情報の提供が認められています。その1つとして同法第19条第7号において情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う場合が規定されており、これにより提供を行うことができる具体的な個人情報、別表第2において規定されています。

同表に規定される特定個人情報については、上記の観点を踏まえ、それぞれの個人番号利用事務の制度所管の府省庁において、その事務の根拠法令に基づき、特定個人情報の必要性や事務の効率性等が検討されたうえで、当該特定個人情報の提供者側で提供ができると考えられるものについて規定されているものです。

(厚労省作成部分)

マイナンバー制度の情報提供ネットワークシステムにおいて照会できる特定個人情報については、番号法別表第二において規定されるものと承知しているが、療育手帳事務及び外国人保護のような法律に根拠を持たない事務についてどのように規定するかについて、番号法を所管する内閣府にてご検討いただくことになるものと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

【療育手帳について】

平成28年3月8日の「障害保健福祉関係主管課長会議資料」において、「療育手帳に関する情報を情報連携の対象とできるよう、現在、関係省庁と調整しているところであり、その検討状況については追って連絡する」とある。

地方公共団体や情報提供ネットワークシステムの準備期間等を考慮すると今年中には結論を得なければ、平成29年7月のマイナンバーの情報連携開始に間に合わなくなるため、早急に、事務を所管する厚生労働省と番号法を所管する内閣府において調整を行い、地方自治体が条例に基づき独自利用事務とした療育手帳に関する情報について、情報連携の対象としていただきたい。

【外国人保護について】

法律に根拠を持たない外国人保護関係情報については、法律に根拠を持つ生活保護関係情報と同様に様々な社会保障・税制度において幅広く利用されている重要な情報の一つと考えている。

同じく法律に根拠を持たない療育手帳に関する情報については、上述のとおり、現在、関係省庁と調整している

ところと承知している。

外国人保護関係情報についても、事務を所管する厚生労働省として情報連携の必要性を認識し、早急に関係省庁と調整のうえ、条例に基づき独自利用事務とした地方公共団体については情報連携の対象としていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【千葉県】

一次回答は、規制緩和の可否に関する回答となっていないため、関係府省で調整のうえ明確な回答を示していただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、法律に根拠がある事務を情報連携の対象とすることが必要であるが、例外として各自治体の条例で位置付けられた事務については情報連携の対象に加えていくことはあり得るとの趣旨の発言があったところである。このため、法律に根拠を持たない事務について、マイナンバー法に位置付けて情報連携の対象とする方策について、内閣府において早急に検討いただきたい。

○療育手帳関係情報については、マイナンバー法の規定を根拠として、主務省令を早急に整備すべきではないか。

また、事務処理上の必要性や法定事務に近い事務であることを考慮すると、外国人生活保護関係情報については情報連携を可能とするように検討すべきではないか、そのために必要となる制度改正を検討すべきではないか。

これらの点について関係府省において早急に検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

<療育手帳関係情報>

○提案については、本来は事務の根拠法律があることを前提として、マイナンバーの利用をマイナンバー法に規定した上で情報連携の対象とし得るものであるが、現在は事務の根拠法律がないため、一部の地方公共団体が療育手帳交付の事務におけるマイナンバーの利用を条例に規定して利用事務としている状況である。

○療育手帳関係情報を情報連携の対象とするためには、提供側の地方公共団体の意見も把握しつつ、現場の事務が混乱することのないよう、条例化している地方公共団体の状況を見ながら、現行のマイナンバー法別表第2の規定に基づいて主務省令を整備する必要がある。

○なお、照会を希望する地方公共団体におけるシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要となる。

<外国人生活保護関係情報>

国民の個人情報保護に対する懸念に対応するマイナンバー法の理念を踏まえ、事務の実施について法律に根拠を持たない外国人生活保護関係情報は、情報連携の対象とすることは困難であると考えられる。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(24)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

(ii)地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。

・療育手帳関係情報を情報連携の対象とすることについては、提供側の地方公共団体の意見も把握しつつ、現場の事務が混乱することのないよう、平成29年度中に療育手帳に関する事務を独自利用事務として条例で定める地方公共団体が増加するよう関係府省が連携して働きかける。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:内閣府、総務省及び国土交通省)